

タイにおける地方分権化の動向

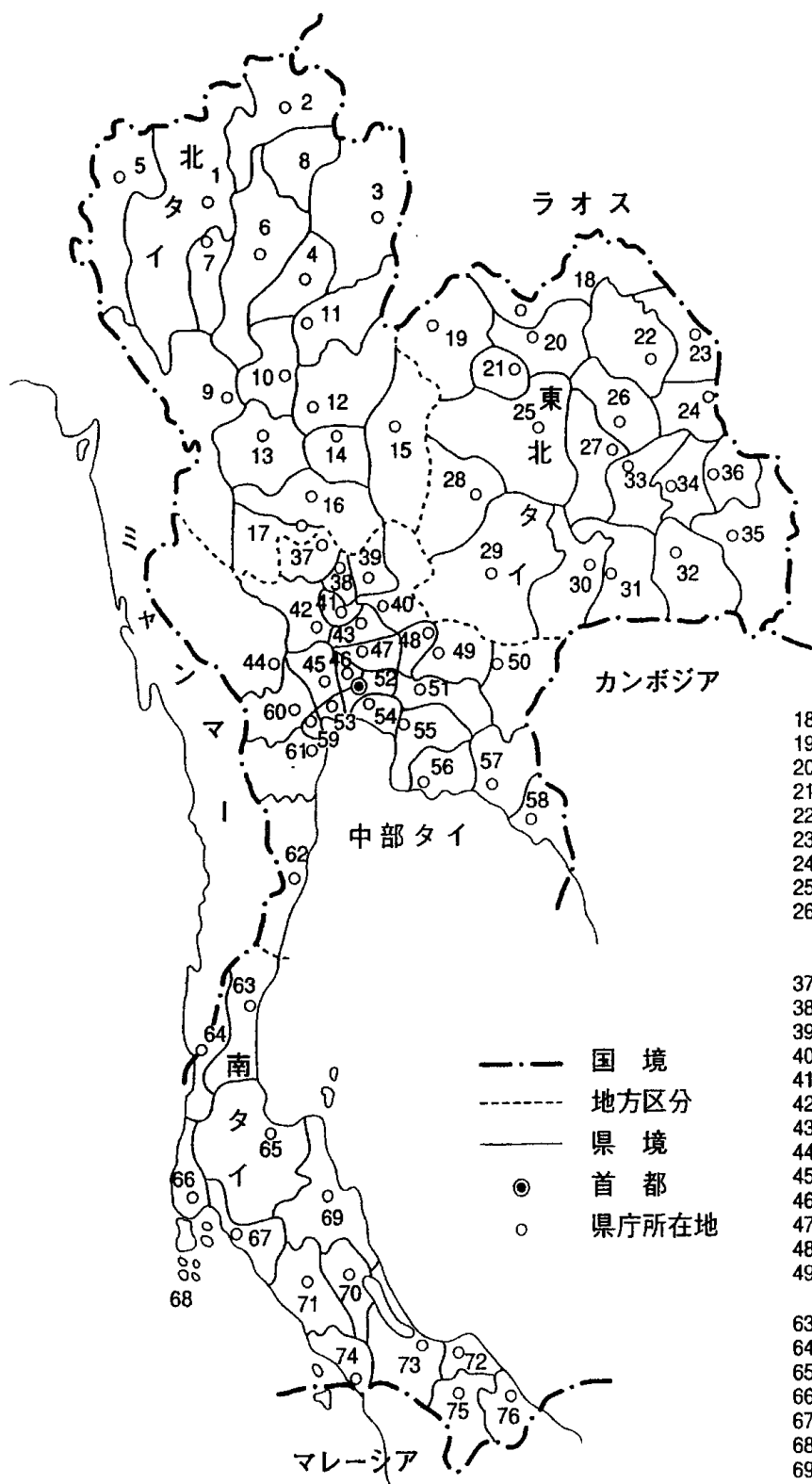
財団法人自治体国際化協会
(シンガポール事務所)

目 次

はじめに

概 要	・ ・ ・ ・ ・	
第 1 章 タイの地方行政制度	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 節 内務省	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 節 地方行政の概観	・ ・ ・ ・ ・	3
第 3 節 国による「地方行政」	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 節 地方自治体による「地方自治行政」	・ ・ ・ ・ ・	8
第 2 章 地方分権化の動向	・ ・ ・ ・ ・	18
第 1 節 県知事公選の議論とタムボン自治体の誕生	・ ・ ・ ・ ・	18
第 2 節 1997年憲法及び地方分権関連法令	・ ・ ・ ・ ・	18
第 3 節 地方分権委員会	・ ・ ・ ・ ・	19
第 4 節 地方分権化の進行状況及び現状	・ ・ ・ ・ ・	24
第 3 章 ケース・スタディ（タイの地方自治体を訪問して）	・ ・ ・ ・ ・	28
第 1 節 チェンマイ県自治体	・ ・ ・ ・ ・	28
第 2 節 チェンマイ特別市	・ ・ ・ ・ ・	31
第 3 節 ランシット市	・ ・ ・ ・ ・	34
第 4 節 バンカディー・タムボン自治体	・ ・ ・ ・ ・	36
第 5 節 バンプー・タムボン自治体	・ ・ ・ ・ ・	39
第 6 節 まとめ	・ ・ ・ ・ ・	42
第 4 章 現在の問題点及び今後の課題	・ ・ ・ ・ ・	45
第 1 節 地方自治体の行財政能力	・ ・ ・ ・ ・	45
第 2 節 タクシン首相・政府の方針	・ ・ ・ ・ ・	48
参考資料 1 「タイ国家機構図」	・ ・ ・ ・ ・	50
参考資料 2 「県別行政単位設置数等一覧表」	・ ・ ・ ・ ・	51
参考資料 3 「1997年憲法第9章地方行政に関わる条文」	・ ・ ・ ・ ・	54
参考文献	・ ・ ・ ・ ・	57

タイ



タイの県(チャンワット)名
(県名は県庁所在地名と同じ)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 北タイ上部 | |
| 1. チェンマイ | |
| 2. チェンラーイ | |
| 3. ナーン | |
| 4. プレー | |
| 5. メーホンソーン | |
| 6. ランパーン | |
| 7. ランプーン | |
| 8. バヤオ | |
| 北タイ下部 | |
| 9. ターク | |
| 10. スコータイ | |
| 11. ウッタラディット | |
| 12. ピサヌローク | |
| 13. カンベンベット | |
| 14. ピチット | |
| 15. ペチャブーン | |
| 16. ナコンサワン | |
| 17. ウタイターニー | |
| 東北タイ | |
| 18. ノーンカーイ | 27. マハーサーラカム |
| 19. ルーイ | 28. チャイヤブーム |
| 20. ウドンターニー | 29. ナコンラーチャシーマー(コラート) |
| 21. ノーンブアランプー | 30. ブリラム |
| 22. サコンナコン | 31. スリン |
| 23. ナコンパノム | 32. シーサケート |
| 24. ムクダーハーン | 33. ローイエット |
| 25. コーンケー | 34. ヤソートン |
| 26. カーラシン | 35. ウボンラーチャターニー |
| | 36. アムナートチャルーン |
| 中部タイ | |
| 37. チャイナート | 50. サゲーウ |
| 38. シンブリー | 51. チャチュンサオ |
| 39. ロップブリー | 52. クルンテープ(バンコク) |
| 40. サラブリー | 53. サムットサーコン |
| 41. アートーン | 54. サムットプラカーン |
| 42. スパンブリー | 55. ションプブリー |
| 43. プラナコンシーアユタヤー | 56. ラヨーン |
| 44. カーンチャナブリー | 57. チャンタブリー |
| 45. ナコンパトム | 58. トラート |
| 46. ノンタブリー | 59. サムットソククラム |
| 47. バトウムターニー | 60. ラーチャブリー |
| 48. ナコンナーヨック | 61. ペッチャブリー |
| 49. プラーチンブリー | 62. プラチュワブキーリーカン |
| 南タイ | |
| 63. チュムボーン | 70. バッタールン |
| 64. ラノーン | 71. トラン |
| 65. スラーターニー | 72. バッターニー |
| 66. バンガー | 73. ソンクラ |
| 67. クラビー | 74. サトウーン |
| 68. ブーケット | 75. ヤラー |
| 69. ナコンシータマラート | 76. ナラティワート |

はじめに

中央集権国家と言われるタイでも、近年の経済発展に伴う行政需要の拡大、支出の増大、人口増加、都市化、環境問題など地方行政をとりまく社会経済環境は大きく変化しており、地方分権化の動きが活発となっている。

1990年代に入ってから、政治的民主化とも絡み、内務省から派遣されていた県知事を住民の直接選挙にしようとする議論が起き¹、1995年からは農村部に新たな地方自治体としてタムボン自治体が誕生し、1997年に改定された新憲法では政府の基本方針として地方分権化を進めなければならないことも規定されている。

同憲法改正を受け、1999年に「地方分権計画及び手順規定法」を制定し、首相府に設けられた地方分権委員会が具体的かつ詳細な地方分権化の手順及び計画について検討・策定し、これらが実施段階に入っている。

これまで中央政府及び出先機関が担当していたインフラ整備や住民の生活に関する業務等のうち、245業務が段階的に地方自治体へ移譲されている。また、同法には2006年度（2005年10月～2006年9月、以下同様）までに全国家歳入に対する地方自治体歳入の割合を少なくとも35%まで引き上げるように明記されており、従来10%前後であった同割合は2003年度当初予算では22.19%となっている。さらに、地方自治体の行政能力向上のために、行政経験豊かな中央政府職員が自治体へ異動し業務に当たることになっており、計画数値を下回っているものの既に約4,000人が異動している。

本レポートでは、第1章で現在のタイの地方行政制度を概説し、第2章でタイにおける地方分権化の経緯及び現状を概説する。また、実際にタイの地方自治体等を訪問し、聞き取り調査を行った結果を第3章に掲載している。さらに、第4章でタイの地方分権化における現在の問題点及び今後の課題について述べ、結びとした。

本レポートでは、タイ内務省地方自治振興局、地方分権委員会事務局、バンコク近郊のパトゥムターニ県及びタイ北部のチェンマイ県内の地方自治体での訪問調査を実際に行ったことがその特徴となっている。当事務所職員の調査に協力していただいた関係者各位、特に数回にわたるインタビューに応じ、地方自治体訪問調査の事前準備にも快く協力していただいた内務省地方自治振興局のサハラッタ・ウォンサークンウィク氏、JICA専門家の尾崎和代氏には厚くお礼を申し上げたい。

本レポートが、タイの地方行政制度及び地方分権化の動向をご理解いただく上で参考となれば幸いである。

(財)自治体国際化協会 シンガポール事務所長

¹ しかし、既得権益を維持しようとした内務省の猛反対により、結局現在も内務省から派遣される官選知事のままである。

概要

19世紀末から20世紀初頭にかけて行われた「チャクリー改革」²以来、約100年にわたり中央集権体制を維持してきたタイで、1990年代から地方分権化の動きが活発になっている。

「1997年憲法」で積極的な地方分権化が要請事項となって以来、地方分権化は着実に進展してきている。関連法令の制定・改訂、地方自治体の組織整備等が行われ、1999年制定の「地方分権計画及び手順規定法」（以下、「地方分権手続法」という。）により、首相府に地方分権委員会が常設された。地方分権委員会は、タイにおける地方分権化の方向性と具体的計画を示すために、地方分権マスタープラン及びアクションプランを策定している。

同アクションプランの目的は、以下の4点である。

中央政府及び出先機関の権限義務を地方自治体へ移譲する過程、時期及び移譲される地方自治体のレベルを決定する。

マスタープランに基づいた地方自治体への財源移譲を行う。

地方自治体への業務移譲に伴う法律の制定・改訂を行う。

中央政府及び出先機関の人員を地方自治体へ移譲する。

タイにおける地方分権化とは、簡潔に言えば、中央政府及び出先機関の業務、財源、人員を地方自治体に移譲し、地方自治体の行財政能力を向上させることである。計画は既に進行中であり、中央から地方への業務、財源、人員の移譲が段階的に進んでいる。現状及び問題点等は以下のとおりである。

業務の移譲

2004年度を目標年次に、計画されているほとんどの業務を地方自治体へ移譲する予定である。当初の予定よりもやや遅れ気味ではあるが着実に進んでいると言える。地方自治体側の受皿能力の問題もあり、大きな業務の移譲には政府側が慎重になっているところも見受けられるが、概ね順調であると言える。しかし、移譲される業務内容は、これまで自治体が行ってきた業務の延長線にあるものや小規模な事業等が多く、真の地方自治からかけ離れているという問題点も指摘できる。

財源の移譲

政府からの業務移譲に伴う予算が遅れてくる等の問題はあっても、現在のところ概ね順調であると思われる。

² イギリスやフランスによる植民地支配を防ぐために、ラーマ5世統治下で行われた中央行政の機能化・合理化を中心とした行政改革。中央集権的な地方制度が必要であると考えたラーマ5世は、各地区の領域内を「州 - 市 - 郡 - 行政区 - 村」に序列化し、これらを中央政府の内務省に直属させ、内務官僚を地方に派遣し直接統治を行った。これは、内務省を頂点とする全国規模の権力ピラミッドの構築を意味した。

真の地方自治を確立するためには、地方自治体の財政基盤を安定させる必要がある。地方分権アクションプランでは 特定補助金の金額を増額すること、既存の税率を引き上げること、新しい地方税を導入することの3つの考え方が盛り込まれているが、具体的計画はほとんど立っておらず、政府からの交付税や補助金に頼らざるを得ない状況である。また、地方分権手続法で規定されている全国家歳入に対する地方自治体歳入割合を、2006年度までに少なくとも35%とする目標も現実困難な状況である（2003年度当初予算では22.19%）。

人員の移譲

予想以上に政府職員が地方自治体への異動に否定的・消極的であり、現在までに計画を下回る4,000人程度³の異動しか完了していない。地方分権委員会が各中央省庁と協議し、政府職員の地方への異動を依頼しているが、これが十分には達成されていない状況である。

派遣元の政府機関が、自治体へ異動した職員の給与・福利厚生、昇進等も従来と同等の基準で保障するという方針を打ち出し、やや抵抗はなくなったものの、今後も大規模な異動は期待できず、今後の先行きも不透明な状況である。

曲がりなりにも進んできたタイの地方分権化であるが、ここに来てその動きに陰りが見え始めている。原因は複数あるが、最大のものは2001年2月から政権をとったタイ愛国党が地方分権化に積極的ではなく、むしろ従来の中央集権体制を維持しようとしていることにあると思われる。

タイの地方分権化はまさに過渡期を迎えていると言える。

³ 2003年8月、内務省地方自治振興局で調査したところ、中央省庁から地方への異動は2003年度から始まり、これまでに4,111名が異動しているとのことであった。

第1章 タイの地方行政制度

まず、本章では中央集権国家と言われるタイの地方行政制度を概説したい。

タイにおける行政は大まかには 中央行政、 国による地方行政（以下、「地方行政」という。）、 地方自治体による行政（以下、「地方自治行政」という。）の3つからなる（1991年国家行政組織法）。住民行政を地方行政と地方自治行政の2本立てで構成するこの分類は、20世紀前半に絶対王政を打倒し、立憲君主政となった直後に成立した1993年国家行政組織法によって形成され、ほとんど変化することなく現在に至っている。

中央行政とは内閣、政府の各機関等が行う行政である（巻末の参考資料1「タイ国家機構図」（P50）を参照）。地方行政とは国が地方で行う行政であり、中央官僚を知事や郡長等として地方（国の出先機関）へ派遣している。地方自治行政とは各地方自治体が行う行政であり、それぞれの管轄区域や執行機関及び立法機関を持つ。

第1節 内務省

各中央省庁は、必要に応じて地方に出先機関を配置しているが、中でも内務省（Ministry of Interior）の地方管理体制は強力である。本節では内務省について概説したい。

1 概観

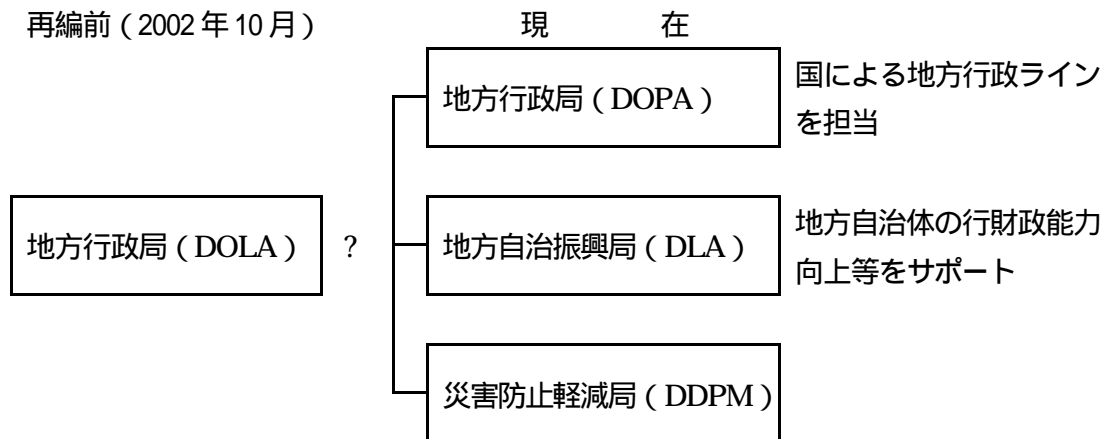
内務省は、国の出先機関である県庁（Government Provincial Office）及び郡役所（District Office）にそのトップとして県知事（Governor）と郡長（District Chief Officer）をそれぞれ派遣している。県知事及び郡長は、国による地方行政のラインである行政区及び村を管理監督しているほか、管内地方自治体の開発計画（年次及び5か年）や条例（予算案・補正予算案を含む。）の承認権、地方議会の開会・延長・解散、自治体執行部首長・執行委員の任命権・罷免権等、自治体に係わる広範囲な管理監督権を有している（1997年県自治体法等）。また、バンコク都知事は公選首長であるが、同知事もまた内務大臣からの監督を受ける（1985年バンコク都行政組織法）。

2 内務省地方行政局と地方自治振興局

2002年10月の中央省庁再編に伴い、地方における治安維持、住民登録業務、地方自治体の監督管理や補助金の配分、都市部の初等教育等、広範囲の業務を担当していた内務省地方行政局（DOLA；Department of Local Administration）は、その機能をより明確にするために、地方行政局（DOPA；Department of Provincial Administration）、地方自治振興局（DLA；Department of Local Administration）、災害防止軽減局（DDPM；Department of Disaster Prevention and Mitigation）に3分割された。

地方行政局（DOPA）は国による地方行政を担当し、地方自治振興局（DLA）は地方自治体の行財政能力向上等をサポートする立場となっている。

図表 1 - 1 - 1 「地方行政局 (DOLA) の再編」 (出所: 筆者作成)



(1) 地方行政局 (DOPA ; Department of Provincial Administration)

職員数は約20,000人(地方への出向者を含む。)⁴である。県に派遣される県知事及び県副知事は、内務省事務次官事務所に所属しているが、地方行政に関する実権は事務次官事務所ではなく、地方行政局の中にあるのが実態である。何故なら県知事の多くが地方行政局の出身であり、郡長はすべて同局所属の官僚だからである。

また、県レベルでは県次官 (Deputy Governor) や自治体監察官、郡レベルでは自治体監督担当官等の主要ポストも地方行政局から派遣された官僚で占められており、地方における同局の影響力は強大であると言える。

(2) 地方自治振興局 (DLA ; Department of Local Administration)

職員数は約 3,000 人(地方への出向者を含む。)⁵である。これまで、旧地方行政局(DOLA) は各地の地方自治体を管理監督するという立場が強く、自治体関係者も上から押さえられているという感があった。

しかし、住民に対する行政サービスの効率化を図るためには、地方自治体の行財政能力向上が不可欠である。このため地方自治振興局では、地方自治体組織の構築、開発計画策定過程及び評価体制の構築、自治体の権限・業務の確定、自治体における予算及び人材確保等の業務を行い、自治体のアドバイザー、サポーター的な存在となっている。

タイにおける地方分権化とは、中央政府及び出先機関の業務、財源、人員を地方自治体に移譲することであり、今後同局の役割は重要性を増してくるものと思われる。

⁴ 2003年8月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。

⁵ 同上



内務省地方自治振興局DLA。建物正面の写真はプーミボン現国王。

第2節 地方行政の概観

タイの地方行政を見る場合には、国による「地方行政」と地方自治体による「地方自治行政」とを分けて考える必要がある（全体の機構図は図表1-2-1を参照）。

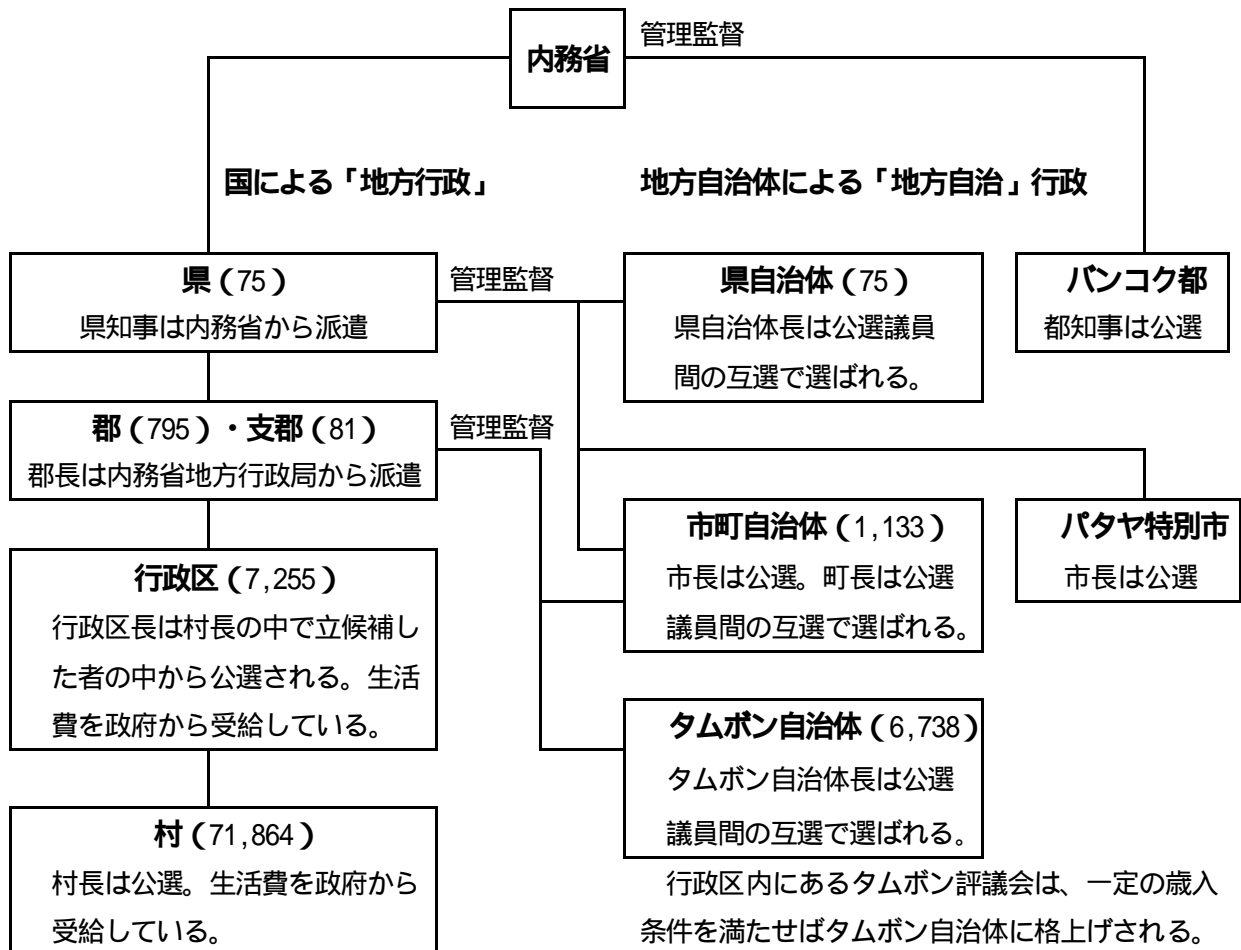
国による「地方行政」は、 県(Province、タイ語ではチャンワット) - 郡(District、タイ語ではアンプー)・支郡(Minor District、タイ語ではキン・アンプー) - 行政区(Sub District、タイ語ではタムボン) - 村(Village、タイ語ではムーバン)という系列がある。県及び郡・支郡は国の出先機関の位置づけであり、自治体組織ではない。また、行政区及び村は内務省が区割りをした行政単位で自治体と呼べるレベルにはなく、行政区長及び村長は住民の直接選挙で選ばれるものの、政府からの命令等を実施しており、実質上政府から管理されている。

他方、地方自治体による「地方自治行政」は、 県自治体(PAO; Provincial Administration Organization、タイ語ではオー・ボ・チョー)、 市町自治体(Municipality、タイ語ではテッサバン)、 タムボン自治体(TAO; Tambon Administrative Organization)の3つの形態がある。1997年憲法に基づき、「地方分権手続法」や「衛生区の市町自治体への格上げに関する法律」等、地方自治に関する各種法律・制度の制定・改訂が行われている。また、特別な形態の地方自治体として、 バンコク都(BMA; Bangkok Metropolitan Administration)と パタヤ特別市(City of Pattaya)の2都市がある。

なお、県別の行政単位設置数等は巻末の参考資料2（P51～P53）を参照されたい。

図表1-2-1「タイの地方行政機構図」

（出所：「Thai Government and Public Administration 2001」P16・23等を参考に筆者作成）



（ ）内の設置数は2003年10月現在⁶

県、郡・支郡は国の出先機関の位置付けである。行政区及び村も実質上、内務省の管理下に置かれている。

市町自治体のうち、特別市及び市は県からの管理監督を受け、町は郡からの管理監督を受ける。

⁶ 2003年11月、内務省地方自治振興局からの入手資料による。以下、本章での行政単位設置数はこれに基づく。

第3節 国による「地方行政」

本節では、国による地方行政（Provincial Administration）を行政単位ごとに概説したい。

1 県（Province）

県は地方行政における最も上位に位置する単位で、全国に75の県（バンコク都を含まない。）がある（2003年10月現在）。県は法人格を持ち、「1991年国家行政組織法」を根拠法とする。

県行政とは、政府（国）が県レベルで行う地方開発、雇用促進、公衆衛生の向上等の政策や県内の地方自治体の指導・管理監督等のことであり、各関係中央省庁の出先機関の集合体が県庁（Government Provincial Office）という形で存在する。

県行政の最高責任者は県知事であり、内閣の承認の下、内務大臣の任命により内務省から派遣される。1990年代初めに政党の政治公約として、中央による地方支配の象徴であった県知事を住民の直接選挙にしようとする議論が活発となったが、既得権益を堅持しようとした内務省の圧力により実現しなかった経緯がある。現タクシン首相は、2003年10月から県知事に予算権及び人事権等を与え、その機能を強化するCEO型県知事⁷を全国で実施しており、地方分権化に逆行するとの批判も出ている。

内務省地方行政局及び地方自治振興局は各県庁内にそれぞれ県地方行政事務所（Provincial Administration Office）という出先機関を持ち、自治体の管理監督、指導・監察等を行っている。

⁷ 内務省から派遣されている県知事は、各県にある県庁（国の出先機関の集合体）の最高責任者であるが、従来人事権や予算権が与えられておらず、関係省庁等との調整業務に終始することが多く、その機能を十分に発揮できないでいた（例えば、内務省以外の省庁から派遣される職員は自分の出身省庁の言うことは聞くが、県知事の言うことは聞かない等の弊害があった。）。このため、地方行政の一層の効率化を図る目的から県知事の権限を企業等の最高経営責任者（CEO；Chief Executive Officer）のように強化する必要があるとして、同制度が考案された。これまで試験的に5つの県で行われてきたが、一定の成果があったとして、2003年10月から全国で導入されることとなった。



チェンマイ県庁（国の出先機関）

2 郡・支郡（District、Minor District）

郡は県の下に位置する地方行政の単位で、全国に 795 の郡、81 の支郡がある（2003 年 10 月現在）。県と異なり、郡は法人格を持たず、「1991 年国家行政組織法」を根拠法とする。県行政と同じく、郡行政とは政府（国）が郡レベルで行う政策等のことである。

郡の最高責任者は郡長（District Chief Officer）であり、内務省地方行政局が派遣している。郡には副郡長⁸（Assistant District Chief Officer）のほか、各中央省庁から派遣された職員がおり、郡長を補佐している。郡長は、県知事同様、郡内における地域開発や雇用促進、地元が実施するかんがい事業、防災対策等幅広い国の行政を行うとともに、行政区、村、関係地方自治体の管理監督、中央政府や県に対する地方の実情報告等を行う。また、郡はその区域内における治安、平和と秩序維持に関する全ての法律・規則の施行も担当する。

県と同様に各関係中央省庁の出先機関の集合体である郡役所（District Office）が存在し、その中に内務省地方行政局及び地方自治振興局の出先機関である郡地方行政事務所（District Administration Office）がある⁹。

なお、支郡は郡の行政サービスをより効率的に住民に提供するために設定された郡内の一部区域である。支郡の長には、副郡長が任命される。支郡長は、支郡内において郡長と

⁸ 副郡長も内務省地方行政局から派遣されている。

⁹ 一部の郡役所には地方自治振興局の出先機関は未設置である（2003 年 8 月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。）。

同様の業務を行うが、法律上特に郡長のみが行うと規定されている業務は行うことができないことになっている。

3 行政区 (Sub District)

全国に 7,255 の行政区(タイ語ではタムボン(Tambon))がある(2003年10月現在)。

その設立条件は、場所、交通、通信、その他住民にサービスを提供するための公的利便性の状況によって異なる。このため、郡内の行政区の数は一定していない。行政区は「1991年国家行政組織法」及び「1914年地方行政法」を根拠法とする。

行政区長(Sub District Headman、タイ語ではカムナン(Kamnan))は、行政区内の住民が選挙によって選ぶ¹⁰(任期5年)。行政区長は、郡長あるいは副郡長の監督・指導の下で、民法、刑法に関係する仕事等を行う。行政区では、行政区の医師及び副区長(Assistant Sub District Headman)が行政区長を補佐する。

1995年2月以前はほとんどの行政区内に、多くの住民に政治参加の機会を与えることを目的に設立されたタムボン評議会(Sub District Council)と呼ばれる議会組織が設置されていたが、一定の歳入条件を満たせば自治体に格上げできる「1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法」の施行(1995年3月2日)により、多くのタムボン評議会が自治体化され、現在では同評議会は少数となっている¹¹(タムボン自治体については後述)。

同評議会の委員は、行政区長、行政区内全ての村長、行政区の医師等の兼職委員と、各村から1名ずつ選挙で選ばれた公選委員とから構成され、行政区の行政に助言を行う等の役割を果たしている。また、地域開発計画の策定等も行うことができるが、自治体に認められている予算執行はできないことになっている。

4 村 (Village)

全国に 71,864 の村がある(2003年10月現在)。村は地方行政における最も小さな単位で、行政区の中に存在する。行政区内の村の数は一定しない。行政区と同様、村は「1991年国家行政組織法」及び「1914年地方行政法」を根拠法とする。

村長(Village Headman、タイ語ではプー・ヤイ・バーン)は村民の直接選挙によって選出される(任期5年)。村長は村民の扶助といった伝統的なサービスをはじめ、郡長あるいは副郡長の監督・指導の下で中央政府の命令等も実施している。村には、法律的な問題について村長を補佐する2人の補佐人(Assistant Village Headman for Government Affairs)や、治安についての補佐人(Assistant Village Headman for Security Affairs)のいる場合もある。また、補助機関として、村民の中から選挙で選ばれる委員からなる委員会(Village Committee)を置いている村もある。

¹⁰ 正確には、行政区長に立候補した村長の中から住民が選ぶ。このため、行政区長は村長を兼務していることになる。

¹¹ 「Thai Government and Public Administration」(タイ内務省地方行政局作成資料)P47～P51によると2001年2月末現在のタムボン評議会の設置数は218となっている。現在はこれよりも少なくなっていると推測される。

なお、前述の行政区長及び村長は正式には公務員ではないが、政府職員（準公務員の扱い）と考えられ、給料・賃金の代わりに毎月の生活費を中央政府から支給されている。全国の行政区長と村長が国の地方行政を末端で支えており、これがタイの中央集権体制に大きく寄与してきたと言える。

第4節 地方自治体による「地方自治行政」

本節では、地方自治体が行う地方自治行政（Local Administration）を自治体ごとに概説したい。

1 一般地方自治体（General Type）

（1）県自治体（PAO；Provincial Administration Organization）

県自治体は、法人格を持つ県レベルにおける地方自治体であり、全国に75か所ある（2003年10月現在。バンコク都を除く。）。各県に一つの県自治体があり、そのエリアは各県のエリアに一致する（しかし、県自治体と国の出先機関の「県」とは全くの別組織である。）。

現在の県自治体においては、「1997年県自治体法」が根拠法である。広域自治体としての性格を持つ県自治体は、人口規模に従って 大規模県自治体（19か所）、 中規模県自治体（38か所）、 小規模県自治体（18か所）に分類されている。県自治体は県知事からの指導・管理監督を受ける。

県自治体は、立法機関の県議会と県自治体長（PAO Chief Executive）を長とする執行機関とで構成される（全体の機構図は図表1-4-1を参照）。

県議会議員定数は県の人口規模に応じて、24名（50万人未満）、30名（50万人以上100万人未満）、36名（100万人以上150万人未満）、42名（150万人以上200万人未満）、48名（200万人以上）となっている。県議会議員は、県民の直接選挙で選出され、任期は4年である。現存議員の4分の3以上の多数決で議員の罷免が可能であり、選挙権を持つ住民も議員の罷免が可能である¹²。議会は議員間の互選により議長1名、副議長2名を選び、年2回常会を開かなければならないことになっている。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

執行機関の長である県自治体長は、それまで内務省から派遣される県知事が兼任していたが、1997年の県自治体法改訂以降は県議会議員間の互選により選ばれるようになった¹³。また、2003年10月14日付けバンコクポスト紙等によると、早ければ2008年に県自治体長の直接選挙が可能になるとのことであり、今後注目される。行政の実務面での責任者は助役（Chief Administrator）であり、内務省が任命する県自治体の職員である。

県自治体の組織には、一般行政をはじめ、財政、会計、公共事業、地域開発等県自治体

¹² 憲法第286条による。後述する市町自治体、タムボン自治体、バンコク都、パタヤ特別市も同様。

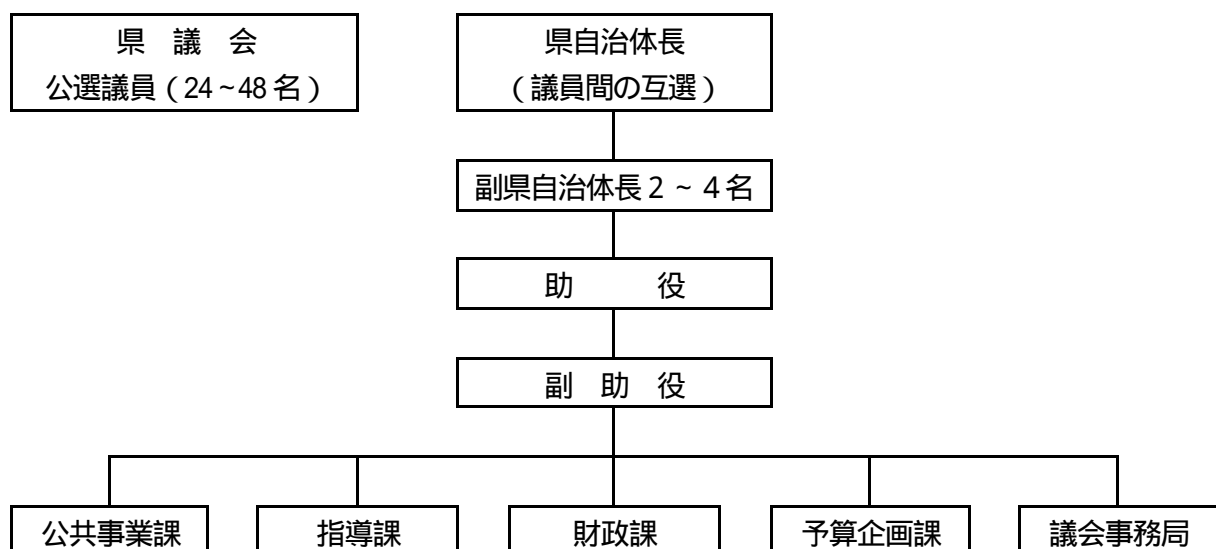
¹³ つまり、間接的ながら地域住民の民意が反映されるようになった。内務省の地方支配の変革例と言うこともできる。

の区域内において必要なサービスを提供するためのセクションがある。県自治体の主要な役割は、公共施設や医療サービスの提供、就業支援活動等であるが、最も重要な機能は、管内の各自治体間で交錯している各機能の調整¹⁴や管内の各自治体に対する支援（補助金交付や開発計画策定）である。県自治体の主な歳入源は、地方事業税、飲料酒類免許料、ガソリン販売税等で、これらの税金、免許料のほか、自治体自身の財産や寄付金、その他法律の規定に基づく収入を持つ県自治体もある。歳入規模は1億バーツ（約2億8千万円）から5億バーツ（約14億円）である（政府補助金等を含む。）¹⁵。

しかし、わが国の道府県と比較するとタイの県自治体の行財政能力はかなり低い。というのも、後述するタムボン自治体の設置に伴い県自治体の財源が奪われた¹⁶上、内務官僚の県知事が県自治体長を兼任しなくなったため、中央官僚らが県自治体の業務から手を引くようになった。もともと県自治体は自前の職員数¹⁷が少なく、地方行政ラインの県知事や郡長の補助的業務を長年行ってきたため、行政経験が十分とは言い難い。このため、与党・タイ愛国党が一時期組織自体の廃止を検討していたこともあった。しかし、現在は広域自治体としての機能を期待され、機能強化の方向にあるようである¹⁸。

図表 1 - 4 - 1 「県自治体機構図」

（出所：「Thai Government and Public Administration 2001」P26 を参考に筆者作成）



この他に必要に応じて関係課を設置することができる。

¹⁴ しかし、県自治体には実質的な調整権限は与えられていないことが多いようである（2003年8月、パトゥムターニ県自治体及びチェンマイ県自治体での聞き取り調査による。）。

¹⁵ 「Thailand: Decentralization Capacity Assessment Finding And Recommendations」(The World Bank) P14による。

¹⁶ 県自治体が持っていた各種税源がタムボン自治体に移管されたことによる。

¹⁷ 一般に地方自治体の職員とは、地方公務員及び雇員（常勤職員及び非常勤職員）のことである。

¹⁸ 2003年6月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。

(2) 市町自治体 (Municipality)

市町自治体 (タイ語ではテッサバン) は、「1933 年市町自治体法」により導入されたタイで最初に完成された地方自治体の形態であると考えられている。人口密度が比較的高く、商業地区を持つ都市部に設置されている。

現在の市町自治体においては、「1953 年市町自治体法」を根拠法としている。1999 年に衛生区 (Sanitary District) を全て市町自治体に格上げした¹⁹ことにより、それまで 150 程度しかなかった市町自治体が 1,133 に急増している (2003 年 10 月現在)。

基礎自治体としての性格を持つ市町自治体は、人口密度及び収入規模等に応じて、特別市 (City Municipality、タイ語ではテッサバン・ナコン)、市 (Town Municipality、タイ語ではテッサバン・ムアン)、町 (District Municipality、タイ語ではテッサバン・タムボン) の 3 つの形態がある (図表 1 - 4 - 2 参照)。特別市及び市は県知事の指導・管理監督を、町は郡長の指導・管理監督をそれぞれ受ける。

市町自治体は、立法機関の議会と市長・町長 (Mayor) を長とする執行機関とで構成される (全体の機構図は図表 1 - 4 - 3 を参照)。議会の議員定数は、特別市 24 名、市 18 名、町 12 名となっている。議会の議員は、それぞれの市町自治体の区域内から住民の直接選挙で選出され、任期は 4 年である。議会は条例の制定、予算の承認、行政の監視について権限を持つ。

市長 (特別市及び市の執行機関の長) については従来、議員間の互選で選出していたが、現在は住民による直接選挙を行えるようになってきている²⁰。行政の実務面での責任者は助役 (Municipal Clerk) であり、内務省が任命する市町自治体の職員である。

市町自治体の業務は、社会福祉、医療サービス、教育の提供等であるが、予算収入規模に応じてその全部の業務を行う必要はないとされている。主な収入源は土地建物税等の各種税収、許可手数料等である。

なお、市町自治体は内務省の基準により大規模自治体 (48 か所)、中規模自治体 (434 か所)、小規模自治体 (651 か所) に分類されている²¹。個々の市町自治体はその規模や行財政能力にかなりの格差があり、廃棄物・汚物処理等に対処できない自治体が多いのが実態である。

¹⁹ 現在、衛生区自体は廃止されている。

²⁰ ただし、町に関しては従来どおり議員間の互選で町長を選んでいる。しかし、2007 年からは町長の直接選挙も可能になるとのことである (2003 年 8 月、内務省地方自治振興局で聞き取り調査による)。

²¹ 従来は 1 級 ~ 7 級の区分をしていたが、2002 年 10 月以降はこのような区分けをしている。旧 1・2 級が大規模自治体、旧 3 ~ 6 級が中規模自治体、旧 7 級が小規模自治体である (2003 年 8 月、チェンマイ特別市での聞き取り調査による)。

図表 1 - 4 - 2 「市町自治体の比較表」

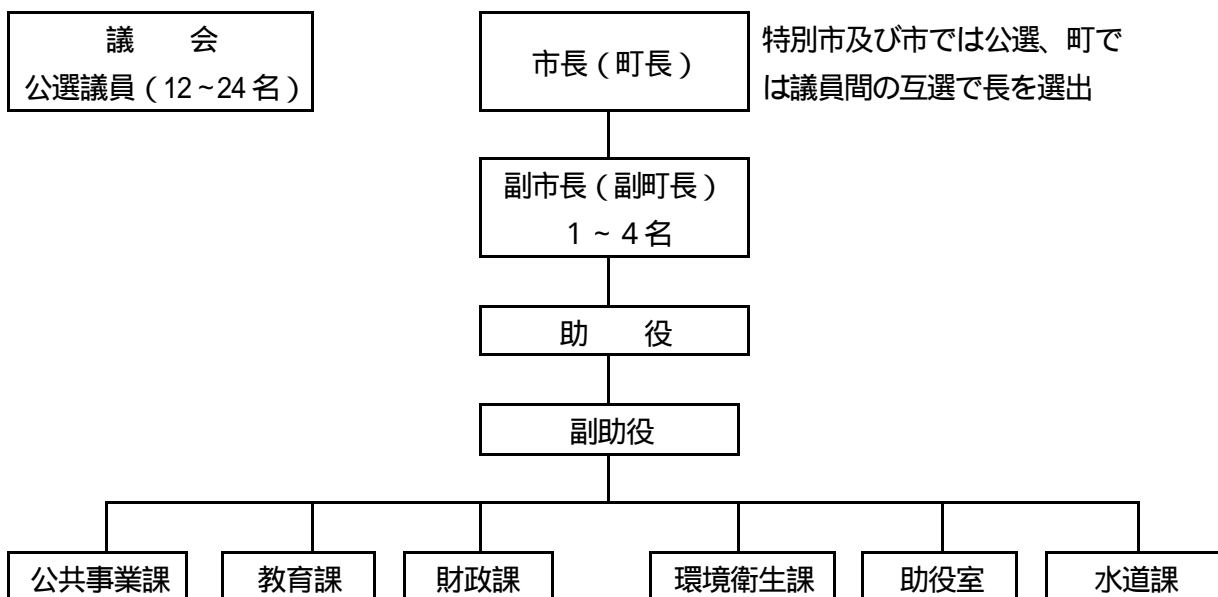
(出所：内務省地方自治振興局作成資料及び同局での聞き取り調査を基に筆者作成)

項 目	町	市	特別市
歳入規模	補助金を除く年間歳入が 1200 万バーツ以上	規定された業務を遂行で きる十分な歳入がある。	規定された業務を遂行で きる十分な歳入がある。
人口	7,000 人以上	10,000 人以上	50,000 人以上
人口密度	1,500 人以上	3,000 人以上	3,000 人以上
設置数	1,023	90	20
議員定数	12 人	18 人	24 人
その他	-	県庁が存在する場合は上 記基準に合致しなくとも 「市」に区分される。	-

設置数は 2003 年 10 月現在

図表 1 - 4 - 3 「市町自治体機構図」

(出所：「Thai Government and Public Administration 2001」 P30 を参考に筆者作成)



この他に必要に応じて関係課を設置することができる。

(3) タムボン自治体 (TAO ; Tambon Administration Organization)

「行政区」の項 (P 7) でもふれたが、「1994 年タムボン評議会及びタムボン自治体法」 (1995 年 3 月 2 日施行) は過去 3 年連続して補助金を除く歳入が 15 万バーツ (約 42 万円) を超える行政区内にあるタムボン評議会をタムボン自治体に格上げし、自治体法人として

の法的資格を与えると定めている²²。2003年10月時点で全国に6,738のタムボン自治体が存在する。ただし、行政区内には必ずしもタムボン評議会が存在するわけではなく、また行政区内に複数のタムボン評議会が存在する場合もあるため、行政区とタムボン自治体のエリアは必ずしも一致しない²³。

市町自治体が商業地区を持つ都市域に設置された自治体であるのに対して、タムボン自治体は農村地区に設置された自治体である。歳入規模にしたがって大規模自治体、中規模自治体、小規模自治体にそれぞれ分けられている²⁴。現在、タムボン自治体の9割以上が基礎的な小規模タムボン自治体である（図表1-4-4参照）。タムボン自治体は郡長からの指導・管理監督を受ける。

タムボン自治体は、立法機関の議会と執行委員長（TAO Chairman）を長とする執行機関から構成される（全体の機構図は図表1-4-5を参照）。

立法機関の議会は、村民の選挙で選出された議員（各村から2名、最低6名）で構成され、その任期は4年である。議会は議員間の互選で議長1名、副議長1名を選び、議会は年2回常会を開かなければならないことになっている。

また、執行機関は執行委員会であり、執行委員長1名と執行委員2名の計3名で構成される。執行委員長も議会が議員間の互選で選出している（任期4年）。行政の実務面での責任者は助役（Chief Administrator）であり、内務省が任命するタムボン自治体職員である。タムボン自治体の基本業務は地域におけるインフラ整備等の開発である。主な収入源は、土地建物税等の各種税収、許可手数料等である。

市町自治体同様、個々のタムボン自治体にも規模や行財政能力にかなりの格差がある。小規模タムボン自治体は、助役、経理課長、土木課長のわずか3名の地方公務員からなっているところが多く²⁵、自治体合併の議論もある²⁶。

²² 前述の行政区長及び村長は、自らの既得権益のためにタムボン自治体設置には反対であった。このため内務省はタムボン自治体設置当初の4年間に限り、行政区長を執行委員長（首長）に、村長を議会議員に自動的に就任させる妥協的措置をとった。

²³ 2003年6月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。

²⁴ 従来は1級～5級の区分をしていたが、2002年10月以降はこのような区分けをしている。旧1級が大規模自治体、旧2・3級が中規模自治体、旧4・5級が小規模自治体である（2003年8月、チェンマイ県ステープ・タムボン自治体での聞き取り調査による。）。

²⁵ 前述のとおり、この他に雇員（常勤職員、非常勤職員）が働いている。

²⁶ もっとも、これにはタムボン自治体関係者は反対している。合併で議員数縮小の煽りを受ける地方議員からの反対がその最たるものである（2003年6月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。）。

図表 1 - 4 - 4 「タムボン自治体の比較表」

(出所：内務省地方自治振興局作成資料及び同局での聞き取り調査を基に筆者作成)

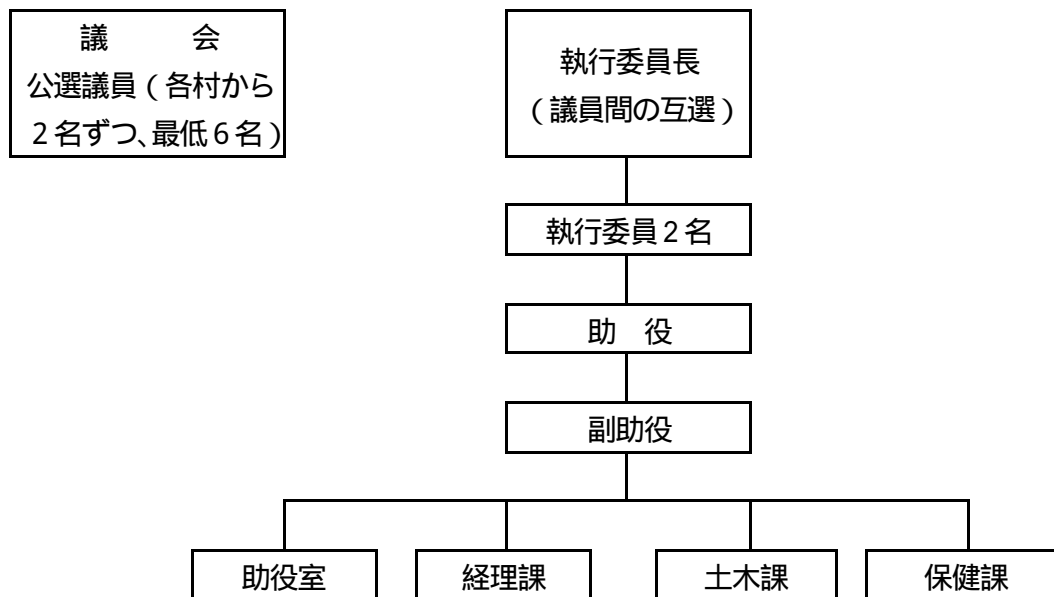
区 分	旧区分	年間歳入 (パーツ)	自治体数	同左割合
大規模	1 級	2,000 万以上	71	1.1%
中規模	2 級	1,200 万以上 2,000 万未満	282	4.2%
	3 級	600 万以上 1,200 万未満		
小規模	4 級	300 万以上 600 万未満	6,385	94.8%
	5 級	300 万未満		
		合 計	6,738	100.0%

年間歳入は政府補助金を除く。

設置数は 2003 年 10 月現在

図表 1 - 4 - 5 「タムボン自治体機構図」

(出所：「Thai Government and Public Administration 2001」 P33 を参考に筆者作成)



規模等によって設置部署が異なる。

2 特別地方自治体 (Special Type)

(1) バンコク都 (BMA ; Bangkok Metropolitan Administration)

バンコク都は、タイの首都であることから特別な地方自治体として位置づけられている。いち早く首長の公選が認められ²⁷、他の地方自治体と比較して行政機能や財政規模等が突出している。県自治体と市町自治体の機能を併せ持つことがバンコク都の特徴である。

現在のバンコク都の根拠法は「1985年バンコク都行政組織法」であり、組織は立法機関である都議会と都知事を最高責任者とする執行機関から構成される（全体の機構図は図表1-4-6を参照）。バンコク都は内務大臣からの指導・管理監督を受ける。

都議会は、住民の直接選挙で選ばれる60名の議員によって構成され、任期は4年である。議員間の互選で議長1名、副議長2名以下を選び、年2回常会を開催しなければならないことになっている（最大4回）。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

都知事は住民の直接選挙で選出され、任期は4年である。バンコク都知事は4名を超えない副知事と、都知事秘書1名、副知事と同数又はそれ以下の都知事秘書補、9名を超えない顧問団を任命することができる。都の業務は、各種登録業務、都市計画、インフラ整備、公衆衛生、就業機会の提供、社会福祉、公共交通機関の提供等である。また、現在政府に対して消防、警察等に関する権限の移管を求めている。主な収入源は、土地建物税等の各種税収、許可手数料等である。歳入規模（政府補助金等を含む。）は2003年度当初予算で約412億バーツ（約1,153.6億円）²⁸である。

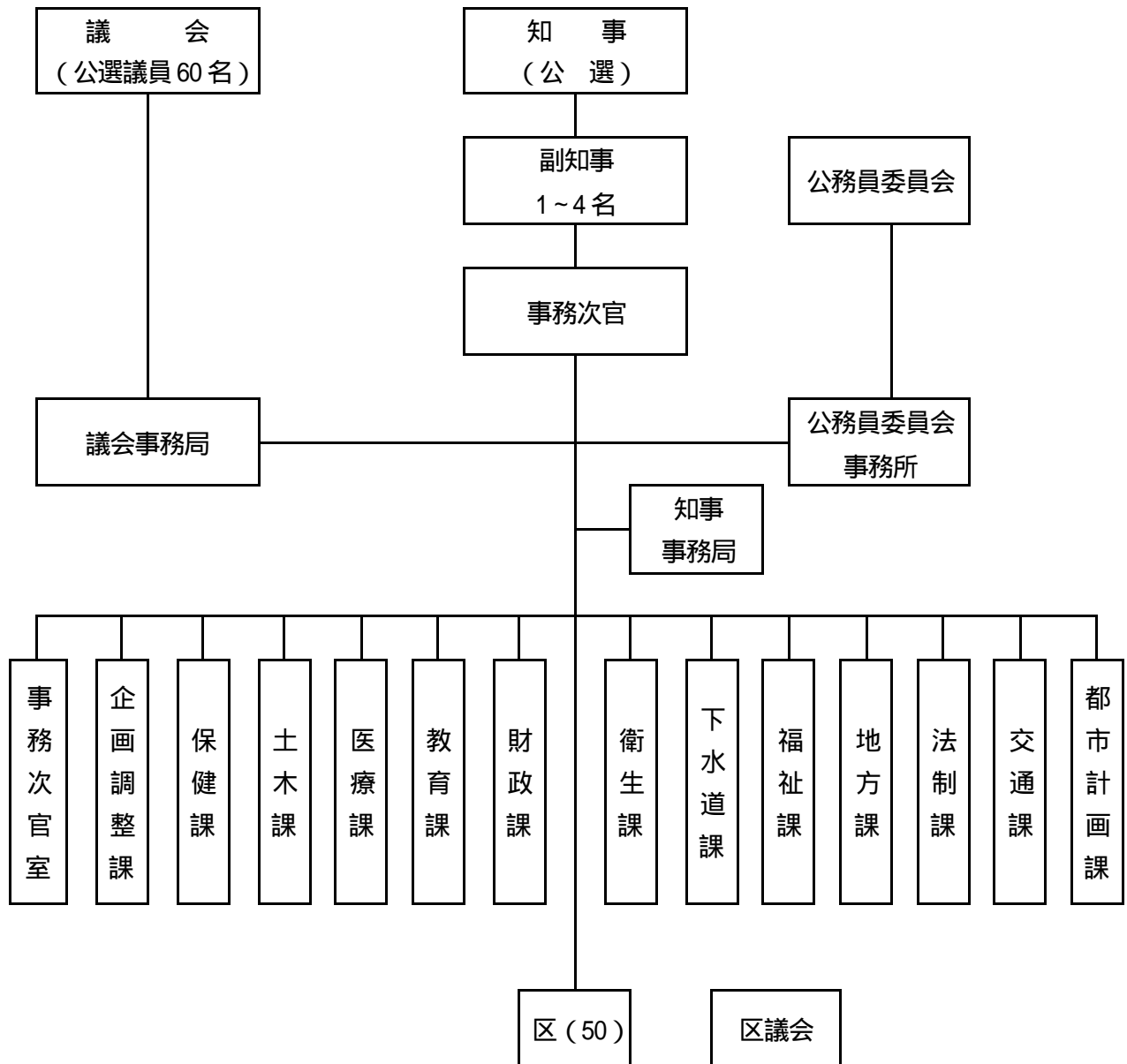
バンコク都は効率的な行政サービスを提供するために都全体を50の区に分けており、各区には区長（都知事が任命）がおり、区議会も設置されている。区議会議員は住民の直接選挙で選出される。

なお、現在バンコク都は内務省の管理監督下にあるが、これを首相府の下に置き、50か所の区割りも10か所にするという草案があり、今後注目される（2003年9月25日付けバンコクポスト紙等）。

²⁷ 1975年に知事公選が認められたが、1976年の軍事クーデターにより任命制に逆戻りし、1985年に再び公選に戻り、現在に至っている。

²⁸ 永井史男著「タイの地方自治体はどのように運営されているのか カネとヒトの話」（盤谷日本商工会議所報2003年6月号掲載レポートP102の「表3」による。）

図表 1 - 4 - 6 「バンコク都機構図」(出所:バンコク都庁Web Siteを参考に筆者作成)



(2) パタヤ特別市 (City of Pattaya)

パタヤ特別市は、バンコク近郊のチョンブリー県内にあり、世界的に有名な観光都市で、アメリカ人が多く滞在したこと等から、他の自治体とは異なる行政需要があった。これに対応するため「1978年パタヤ特別市行政組織法」に基づきシティ・マネージャー制度²⁹を採用してきた。しかし、期待した程には効率的な行政が実現されなかったため、1999年に同制度を廃止し、現在は市民の直接選挙により市長及び市議会議員を選出する等、バンコク都に近い自治体となっている。

²⁹ 議会が雇用契約によりマネージャー（行政のプロ）を雇い、より効率的な行政を行おうとする制度。市長は議員間の互選で選ばれるが、行政についての権限は全く持たない。

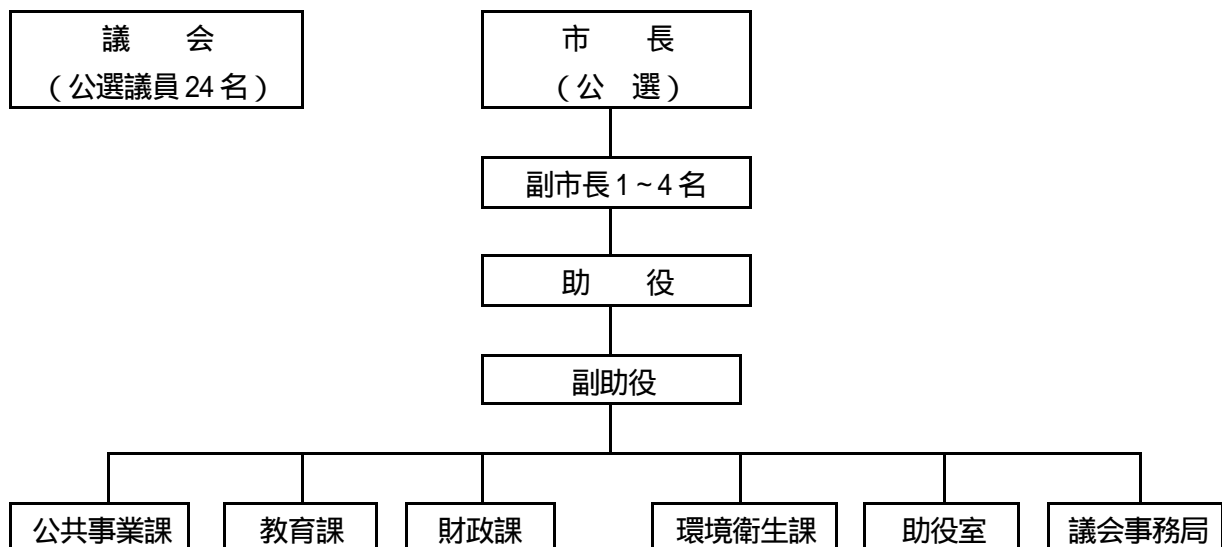
現在のパタヤ特別市においては、「1999年パタヤ特別市行政組織法」を根拠法としている。立法機関である市議会と市長を最高責任者とする執行機関から構成される（全体の機構図は図表1-4-7を参照）。パタヤ特別市は県知事からの指導・管理監督を受ける。

市議会は、住民の直接選挙で選ばれる24名の議員からなり、任期は4年である。条例について検討、承認を与える権利を持ち、執行機関が行う行政活動を監督する。議員間の互選で議長1名、副議長2名以下を選び、年2回常会を開催しなければならないことになっている（最大4回）。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

市長は住民の直接選挙で選出され³⁰、任期は4年である。その就任は連続2期までとなっている。市長は4名を超えない副市長を議員以外から任命することができるほか、市長秘書1名、副市長と同数又はそれ以下の市長秘書補、5名を超えない顧問団を任命することができる。業務は公共施設の整備、平和と秩序の維持、社会福祉施策、教育、保健、インフラ整備、公共事業等であり、他の市町自治体には求められていない廃棄物・汚物処理等の業務も義務的に行うことになっている。主な収入源は土地建物税等の各種税収、許可手数料等である。歳入規模（政府補助金等を含む。）は2003年度当初予算で約17.4億バーツ（約48.7億円）³¹である。

図表1-4-7「パタヤ特別市機構図」

（出所：「Thai Government and Public Administration 2001」P39を参考に筆者作成）



この他に必要に応じて関係課を設置することができる。

³⁰ 市長の被選挙要件には、国会議員同様に大学卒業以上の学歴が必要である。

³¹ 永井史男著「タイの地方自治体はどのように運営されているのか カネとヒトの話」（盤谷日本商工会議所報2003年6月号掲載レポートP102の「表3」による。）

図表 1 - 4 - 8 「タイの地方自治体比較表」

(出所：クレアレポート「行政事務からみたタイの地方自治」P7の図表を加筆修正)

自治体単位	議決機関	議員数	執行機関	根拠法
県自治体	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	人口規模に応じて 24名、30名、36名、 42名、48名	首長は議員間の互選で選ばれる。	1997年県自治体法
市自治体 (特別市・市)	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	特別市 24名 市 18名	首長は住民の直接選挙で選ばれる。	1953年市町自治体法
町自治体	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	12名	首長は議員間の互選で選ばれる。	同上
タムボン自治体	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	各村から2名、最低 6名	首長は議員間の互選で選ばれる。	1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法
バンコク都	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	60名	首長は住民の直接選挙で選ばれる。	1985年バンコク都行政組織法
パタヤ特別市	議員は住民の直接選挙で選ばれる。	24名	首長は住民の直接選挙で選ばれる。	1999年パタヤ特別行政組織法

地方自治体の議員は全て住民の直接選挙となっている。

県自治体、町自治体、タムボン自治体の各首長は議員間の互選で選出されており、住民の直接選挙は認められていない。しかし、県自治体及び町自治体では首長公選の方向にあり今後注目される。

第2章 地方分権化の動向

本章では、タイにおける地方分権化の経緯及び現状について概説したい。

第1節 県知事公選の議論とタムボン自治体の誕生

タイにおける地方分権化がスポットを浴び始めたのは1992年9月の国政総選挙前である。1992年5月に発生した「5月流血事件³²」で民主化運動を支持した各政党が、中央集権体制の象徴であった官選県知事を住民の直接選挙にしようとする政治公約を掲げ、大々的にキャンペーンを張ったため、「政治的民主化」として注目を集めたのである。

これに黙っていなかったのが、既得権益を維持しようとした内務省である。内務省は上院に現役高官を送り込み、結果的に「県知事公選」案を阻止することに成功した³³。また、この問題から目をそらせるために提案されたのが、農村部におけるタムボン評議会の自治体化、つまりタムボン自治体の誕生である³⁴。

第2節 1997年憲法及び地方分権関連法令

1 1997年憲法の概要

1997年10月11日に「タイ史上最も民主的な憲法」と言われる1997年憲法が施行された。これは、現職政治家の影響や圧力を極力排除するため、国会とは別に新憲法起草会議を立ち上げて制定されたものであるため、このように称されている。

地方分権化の動きは県知事公選の議論やタムボン自治体の誕生に留まらず、同憲法でも地方行政に関して第9章第282条～第290条（巻末の参考資料3（P54～P56）参照）に規定されており、従来の憲法と比べ特に以下の4点で画期的であると言える。

地方議会議員を、住民の直接選挙で選出できるようになったこと

地方自治体の執行機関の長（首長）を、住民の直接選挙あるいは公選議員間の互選で選出できるようになったこと

住民による条例制定請求権と地方議会議員及び地方自治体の首長の解職請求権が認められたこと

地方自治体の首長と常勤官吏等の兼務を禁止したこと（内務省から派遣される県知事の県自治体長との兼務の禁止等）

2 地方分権関連法令

1997年憲法の制定を受けて、地方自治体に関わる「1953年市町自治体法」（1999年改訂第10版）、「1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法」（1999年改訂第3版）、

³² 1992年4月に政権についたスチンダー首相が、前政権時代に不正貯蓄をしたとして処罰された3名の閣僚を再登用したことに端を発し、民衆の大規模な抗議集会・デモがおこり、これに軍・警察が介入し発砲、流血惨事となった事件。

³³ その後「県知事公選」は議論されることもなくなり、現在同制度導入の動きは全くないようである（2003年2月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。）。

³⁴ 前述のとおり、「タムボン評議会及びタムボン自治体法」の施行は1995年3月である。

「1997年県自治体法」等の各種法律も改訂・制定された。このほかに、「地方分権手続法」や「1999年地方自治体人事行政法」等も制定された。

3 地方分権手続法

1999年11月に公布された地方分権手続法は、今後の地方分権の方向性を定める重要な法令である。概要は以下の4点である。

具体的な計画策定のために首相府に地方分権委員会を設置する。

公共サービスにおける権限義務、特に地方自治体の権限の範囲及び中央と地方の役割分担を規定する。

税収を基本とした歳入の中央と地方の配分割合を決定する。これには地方自治体の権限義務の増加を考慮する。

地方分権化の決定過程を規定する。

第3節 地方分権委員会

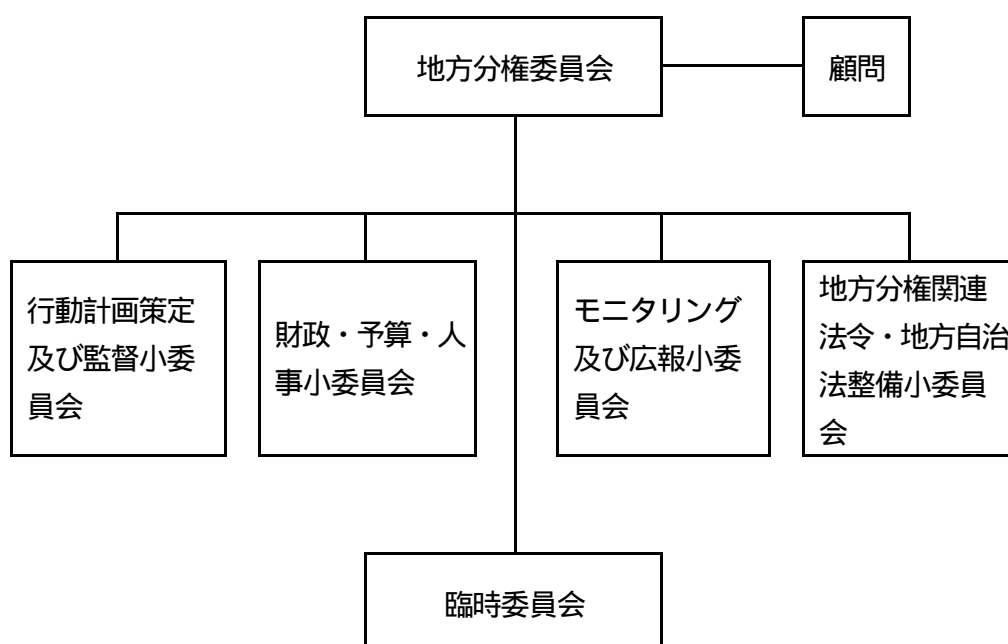
1 委員会の概要

地方分権委員会（Decentralization Committee）は1999年首相府の下に設置され、政府関係機関代表者12名、地方自治体代表者12名、有識者12名の計36名から構成されている（組織図は図表2-3-1を参照）。

同委員会では、地方分権マスタープラン（地方分権推進のための戦略的ガイドライン）及び地方分権アクションプラン（具体的な手続き等を定めた計画）を策定しており、それぞれ2000年10月及び2001年11月に閣議決定されている（詳細は後述）。

図表2-3-1 「地方分権委員会組織図」

（出所：2003年8月、地方分権委員会事務局からの入手資料を基に筆者作成）



2 地方分権マスタープラン

「地方分権委員会設置後1年以内」という期限を設けて策定されたのが、地方分権マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）であり、これは2000年10月に閣議決定された。以下、概説したい。

（1）地方分権の3原則

マスタープランは以下の3原則をとっている。

行政組織としての一体化の確保

地方自治体は国家を形成する一構成員として国の法律、規則、監督に準拠して運営されなければならない。つまり、地方分権もその枠内で実行される。

責務を果たせる行政組織の創出

地方分権の取り組みは、中央・地方間の責務の分散のみではなく、移譲された責務を自治体が確実に果たさなければならない。

提供する公共サービスの最大化

地方分権の取り組みは、公共サービスを効率よく最大限に提供するものでなくてはならない。

（2）基本戦略

主な基本戦略は以下のとおりである。

中央政府と地方自治体間における財政関係の見直し

中央政府と地方自治体の財源の見直し、地方交付金の見直し、地方税の徴税努力の促進の3つの視点に立ち、中央から地方への権限義務の移譲に合わせた中央・地方の財源配分を行う。

地方自治体における人事システムの見直し

「1999年地方自治体人事行政法」により、自治体は人事面において従来より大きな自治権を持つことになる。また、中央からの地方への権限義務、財源の移譲に伴い、中央政府職員が自治体に異動することになる³⁵（2001年度から試験的に異動を開始する。）。

地方行政に対する住民参加の促進

透明性と責任のある地方行政を育てるために、「1997年公共情報公開法」、「1999年解職請求法」、「1999年住民請求法」等により、住民の地方行政への直接参加を促す。

地方自治体の行政管理と法的規制の見直し

古い官僚型の体質を改めるため、新しい行政システムを採用し、効率的な地方行政への変革を促す。

³⁵ 中央政府職員が地方自治体へ異動するとは、地方公務員へ身分転換することであり、数年後自動的に政府機関へ戻れるわけではない。もちろん、自治体へ異動後に本人が新たな異動希望を出し双方のトップが承認すれば、異動も可能である（2003年8月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。）。

(3) スケジュール

第1期：2001年度～2004年度

地方分権の基礎的な概念や中央から地方へ移譲する権限義務、国や地方を問わず全ての段階における行政組織の受皿整備を行う。複雑な公共サービス執行に対する地方自治体の経験不足の問題や中央から地方への権限義務の移譲に伴い、これまでの政策や行政機構を変更する必要があるため、この段階では基礎的で簡便な業務が権限移譲の対象となる。

第2期：2005年度～2010年度

第1期の経験等も踏まえ、さらに現実に沿った地方分権の取り組みの再調整を行う。この段階では、多くの公共サービスとそれに伴った権限義務、人員、財源が中央から地方自治体へ移譲される予定である。最終的には、地方自治に関する新しい政策や行政管理システム、地方自治体間の関係等が確定する見込みである。

第3期：2011年度～

最終的には地域住民が良質な生活を享受し、公共サービスに参加し、地方自治体の活動を監視し、支援する体制となる。

3 地方分権アクションプラン

前述のマスタープランを具体的に実施していくための計画がアクションプランであり、これは2001年11月に閣議了承された。以下、概説したい。

(1) 骨子

地方自治体の自立

地方自治体は、地域住民のニーズに応えられる政策策定、公共サービスの提供を行う。

中央政府との相互関係

中央政府及び出先機関の業務・権限義務を地方自治体へ移行する。中央政府及び出先機関は管理者の立場からサポーターやアドバイザーの立場となる。

地方自治体の効率的な管理

地域住民が現状以上のよりよい公共サービスを受けるには、地方自治体にさらなる透明性、効率性、責任が求められる。住民や地域社会が地方自治体の政策決定に参加し、自治体を監視する機運が高まる。

(2) 目的

中央政府及び出先機関の業務を地方自治体へ移譲する過程、時期及び移譲される地方自治体のレベルを決定する。

マスタープランに基づいた地方自治体への財源移譲を行う。

地方自治体への業務移譲に伴う法律の制定・改訂を行う。

中央政府及び出先機関の人員を地方自治体へ移譲する。

(3) 目標

6分野 245 業務を地方自治体へ段階的に移譲する。移譲は 2002 年度から開始し、2003 年度には予算又は法改正を伴った業務を移譲し、概ね 2004 年度にはこれを完了する。

全国家歳入における地方歳入割合を 2001 年度までに少なくとも 20%、2006 年度までに少なくとも 35%とする。

業務移譲に関する 64 の法律・規則等の制定・改訂を行う。

業務及び予算の移譲に伴い、中央政府から地方自治体へ人員を移譲する。

(4) 業務の移譲

中央から地方へ移譲される業務は図表 2 - 3 - 2 のとおりである。業務は 義務的業務と 任意的業務に分類され、 は地方自治体が義務として行わねばならない業務であり、生活の質に関するもの、保健、許認可、地域開発計画、天然資源・環境の保護等を含む。また、 は地方自治体があるの施行を選択できる業務であり、インフラ整備、職業紹介、啓蒙事業、観光、文化・芸術等を含む。また、自治体の行財政レベルに応じた段階的移譲を行う³⁶。

図表 2 - 3 - 2 「中央政府から地方自治体へ移譲される業務」

(出所：2003 年 8 月、地方分権委員会事務局からの入手資料を基に筆者作成)

	分 野	業務数	主 な 内 容
1	インフラ整備	87	通信、陸上・海上交通、公益事業、公共事業、都市計画
2	生活の質に関するもの	103	職業紹介、社会福祉、レクリエーション、教育、保健、住宅
3	社会秩序	17	民主主義・平等・権利・人々の自由の高揚、危険物等の予防・排除、秩序の維持、生命・財産の保護
4	投資・観光等	19	計画、技術開発、投資促進、商業、産業発展、観光
5	環境	17	天然資源の保護、森林保全、環境・汚染管理、国土の保全
6	文化・芸術等	2	遺産・自然遺産の保護・管理
	合 計	245	

(5) 財源の移譲

業務の移譲に合わせて、それらを施行する財源も必要となる。このため、中央政府からの地方自治体への新たな財源の提供や、従来の税金分与基準及び政府補助金の見直しが必要となってくる。最終的には 2006 年度までに全国家歳入に対する地方歳入の割合を最低 35%にすることを目標としている。

³⁶ 例えば、同じタムボン自治体であっても、大規模タムボン自治体には 2003 年度に移譲する業務を、中規模タムボン自治体には 2004 年度に移譲したり、簡易な業務から段階的に移譲すること等である。

その対策として、 地方自治体の財政状況及び機能の分析、 地方自治体の自主徴収税の増加、 政府交付税の増加、 政府補助金の増加、 地方への予算割当ての見直し、 地方自治体の予算執行の効率化の6つが示されている。

(6) 人員の移譲

中央政府職員の地方自治体への移譲も必要となる。「1999年地方自治体人事行政法」により県レベルでの地方公務員の新規採用が可能となったが、地方自治体における人件費(議員報酬等を含む。)は歳出の40%以内という法律があり、自治体独自の職員を増やすことには限界がある。そこで、経験や知識のある中央政府職員が地方自治体へ異動し、業務に当たる必要がある³⁷。

アクションプランでは、政府職員の自治体への異動がスムーズに行くように、異動後も政府職員の昇進、給与等を確実に保障してやることが重要であるとしている。その対策として、業務、財源、人員は地方自治体へ同時に移譲することを基本とする、移譲された業務内容に合致した人員の異動、地方自治体側の受け入れ準備、融通性及び説得力のある異動過程、標準化された能力主義の人事管理システム導入の5つが示されている。

(7) 問題点

アクションプラン策定に当たり、最大の問題点となったのは国家教育計画構想を持つ教育省及び国民健康保険法案を持つ保健省との調整であった。

教育省はいくつかの郡を束ねて設置した「教育区」に、保健省は県レベルで設置した「地域保健委員会」に中央からの権限・業務を移行しようと考えていたが、地方分権委員会はこの地方自治体に業務等を移譲するはずの地方分権であるとは認めず、調整が難航したのである。

これらの件に関しては、地方分権委員会と各省との間で合同委員会がそれぞれ設けられ協議されているが、現在も地方自治体への業務等移譲の方向にはなく、今後の動向が注目される。

(8) その他

地方分権委員会はアクションプランの履行状況を監視・評価し、毎年内閣に報告する義務がある。また、履行の過程において問題点を検討し、柔軟、適切に同プランを改善していくこととなっている。状況によっては中央から地方への移譲期間を延長することも検討する場合があるとしている³⁸。

さらに、地方分権に対する住民の理解を得るために、広報活動が必要不可欠であるとしている。

³⁷ 実際行われている中央政府職員の地方自治体への異動は、ほとんどの場合、政府出先機関に勤務していた職員が同県内にある自治体へ異動するものである(2003年8月、パトゥムターニ県庁DLA地方行政事務所での聞き取り調査による。)

³⁸ 後述するが、現タクシン首相は地方分権化には消極的である。2001年2月から政権をとった彼の方針がここにも反映されているものと考えられる。

第4節 地方分権化の進行状況及び現状

本節では、各種地方分権関連法令の施行により地方自治体はどのように変化し、現状はどうなっているのかについて主なものを述べることにしたい。

1 地方自治体の組織整備

各地方自治体の組織構造等については、第1章第4節で既に述べたが、地方分権関連の各種法整備及び施行により、現在は個々の自治体の権限義務が明確になっている³⁹。また、広域自治体（県自治体）と基礎自治体（市町自治体及びタムボン自治体）の役割分担も以前と比較すると明確になっている。例えば、県自治体は広域自治体として、県内の自治体間で交錯する開発計画の調整を行うことや、基礎自治体への援助の役割等が改めて期待されている。

しかし、一般的にタイの地方自治体の行財政能力はまだ低く、行政能力や予算の範囲内で可能な業務を何とか行っているのが現実のようである⁴⁰。

2 政府補助金

政府補助金は一般補助金と特定補助金の2種類である。一般補助金は、特定の用途を指定されずに地方自治体が自由に使用できる補助金である。タイにおける一般補助金は、自治体が積算根拠を明らかにし政府に要求していくものではなく、政府が人口規模、自主財源等を勘案し、一律に配分するものである⁴¹。他方特定補助金は、各種プロジェクト等用途を指定された補助金である⁴²。

県自治体と市町自治体への補助金は、全て内務省地方自治振興局（2003年10月の省庁再編以前は旧地方行政局、以下同じ。）を通して支給される。

また、タムボン自治体へは、それまで内務省旧地方行政局からのみ支給されていたが、2001年度予算から、一般補助金は内務省地方自治振興局から支給され、特定補助金は保健省保健局、内務省土木局等からも支給されることになった。これは、内務省の地方支配を変革する一例であるとも言える。なお、2003年度当初予算における自治体歳入全体に対する政府補助金割合は約36%⁴³である。

³⁹ 例えば、県自治体の権限義務は「1997年県自治体法」第45条で規定されている。

⁴⁰ 主に2003年8月に行った内務省地方自治振興局、パトゥムターニ県及びチェンマイ県内の地方自治体での聞き取り調査による。

⁴¹ 2003年10月、プラチンプリ県ホーガム・タムボン自治体での聞き取り調査による。

⁴² 県自治体には一般補助金は支給されず、特定補助金のみが支給される。

⁴³ 永井史男著「タイの地方自治体はどのように運営されているのか カネとヒトの話」（盤谷日本商工会議所報2003年6月号掲載レポートP102の「表3」による。）

3 地方自治体人事制度

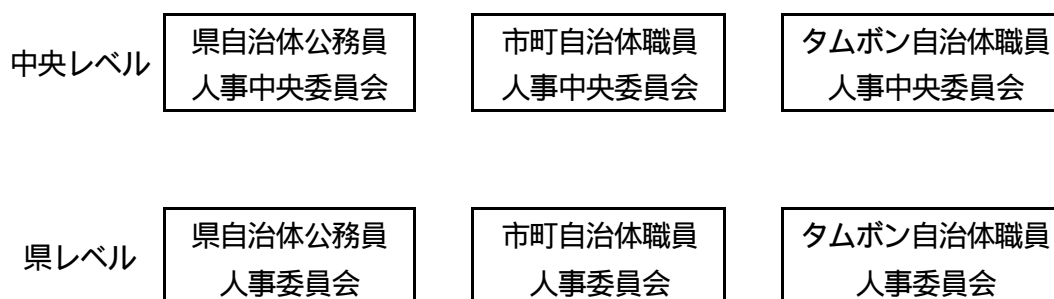
地方公務員は最近まで、内務大臣を委員長とする地方自治体人事委員会が一括採用しており、各地方自治体が独自に採用してはいなかった⁴⁴。しかも、小規模な自治体に固定されてしまうと昇進が頭打ちされるため、原則として自治体間での異動があり、勤務している自治体に対する忠誠心も必ずしも高いわけではない等の問題点もあった。

しかし、「1999年地方自治体人事行政法」の制定・施行により、地方自治体職員の人事及び新規採用は、県知事を委員長として各県にそれぞれ1つずつ設置された県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会で直接扱われることになり、職員は基本的に一つの自治体に張り付くようになった⁴⁵。従来に比べ職員の任免や昇進に関しては、自治体の権限が高まったとすることができる。

他方中央には、内務大臣又は内務大臣から委任を受けた内務副大臣を委員長とする、県自治体公務員中央人事委員会、市町自治体職員中央人事委員会、タムボン自治体職員中央人事委員会が設置された。これら中央人事委員会は、県レベル委員会の人事行政に関する原則や施行、地方自治体委員や有識者委員の選抜原則や条件、地方自治体公務員・職員・有識者の手当額等を規定している（図表2 - 4 - 1参照）。

図表2 - 4 - 1 「地方自治体人事委員会全体図（中央レベル・県レベル）」

（出所：2003年8月、地方分権委員会事務局及びチェンマイ県自治体での聞き取り調査を基に筆者作成）



4 国から地方への移譲状況⁴⁶

（1）業務の移譲

地方分権アクションプランに定められた業務の移譲が、予定よりもやや遅れ気味ではあるが着実に進んでいる。地方自治体側の受皿能力の問題もあり、大きな業務の移譲は政府

⁴⁴ ただし、バンコク都とパタヤ特別市を除く。

⁴⁵ もっとも、職員が異動を希望する場合、当事者である両方の自治体首長が承認すれば人事異動が行われることになる。例えば県自治体からタムボン自治体へ異動することや、タイ南部の自治体から北部の自治体へ移動することも可能である。さらに、自治体から中央省庁に異動することも可能である（2003年8月、内務省地方自治振興局での聞き取り調査による。）。

⁴⁶ 主に2003年8月に行った内務省地方自治振興局、地方分権委員会事務局、パトゥムターニ県及びチェンマイ県内の地方自治体での聞き取り調査による。

側が慎重になっているところも見受けられるが、概ね順調であると言える。2004年度までに、予定されている概ね全ての業務を自治体へ移譲する計画である。

(2) 財源の移譲

政府からの業務移譲に伴う財源移譲に関してのみ言えば、予算が遅れてくる等の問題はあっても、現在のところ概ね順調であると言える。

真の地方自治を確立するためには、地方自治体の財政基盤を安定させる必要がある。地方分権アクションプランでは 特定補助金の金額を増額すること、既存の税率を引き上げること、新しい地方税を導入することの3つの考え方が盛り込まれているが、具体的計画はほとんど立っておらず⁴⁷、政府からの交付税や補助金に頼らざるを得ない状況である。また、地方分権手続法で規定されている全国家歳入に対する地方自治体歳入割合を、2006年度までに少なくとも35%とする目標もその実現が困難な状況である(図表2-4-2参照)。

図表2-4-2 「当初予算における国家歳入及び地方自治体歳入」(単位:百万円)
(出所:2003年2月、内務省地方自治振興局からの入手資料を基に筆者作成)

年度	国家歳入A	地方自治体歳入B	B/A
1996年度	850,458.80	60,663.99	7.13%
1997年度	843,542.30	93,349.09	11.07%
1998年度	733,136.90	103,604.17	14.13%
1999年度	708,826.00	105,036.34	14.82%
2000年度	749,948.00	99,802.80	13.31%
2001年度	739,021.00	154,633.10	20.92%
2002年度	803,651.00	176,803.17	22.00%
2003年度	829,495.56	184,066.04	22.19%

(1円 = 100円 / 2003年10月現在)

(3) 人員の移譲

政府関係者が最も苦労していると口をそろえるのが、人員の移譲である。予想以上に政府職員が地方自治体への異動に否定的・消極的であり、現在までに計画を下回る4,000人程度の異動しか完了していない。地方分権委員会が各中央省庁と協議し、政府職員の地方への異動を依頼しているが、これが十分には達成されていない状況である。

⁴⁷ 地方税である土地建物税及び土地開発税を統合し「不動産税」を新たに導入する計画があるが、これが法制化されるかは不明である。

派遣元の政府機関が、自治体へ異動した職員の給与・福利厚生、昇進等も従来と同等の基準で保障するという方針を打ち出し、やや抵抗はなくなったものの、今後も大規模な異動は期待できず、先行き不透明な状況である⁴⁸。

⁴⁸ 2003年8月、地方分権委員会事務局で今後の異動配置計画等を調査したが、自治体側の需要との関係もあり不明であるとのことであった。

第3章 ケース・スタディ（タイの地方自治体を訪問して）

タイの地方分権の実情を把握するためには実際に地方自治体を訪れ、関係者から話を伺う必要があると判断したため、2003年8月後半にバンコク近隣のパトゥムターニ県及びタイ北部のチェンマイ県内の自治体10か所を訪問した。

本章では、このうちの5自治体（県自治体1、市町自治体2、タムボン自治体2）の調査結果を紹介したい。なお、記載している基礎データ、自治体機構図等は各自自治体訪問時に入手した資料等を基に作成している。

第1節 チェンマイ県自治体（Chiang Mai PAO）

1 自治体の概要

チェンマイ県自治体は大規模自治体⁴⁹に当たる。自治体の業務として、人材育成、コミュニティの強化、天然資源の確保、環境保護、生活の質向上、インフラ整備等を行っている。

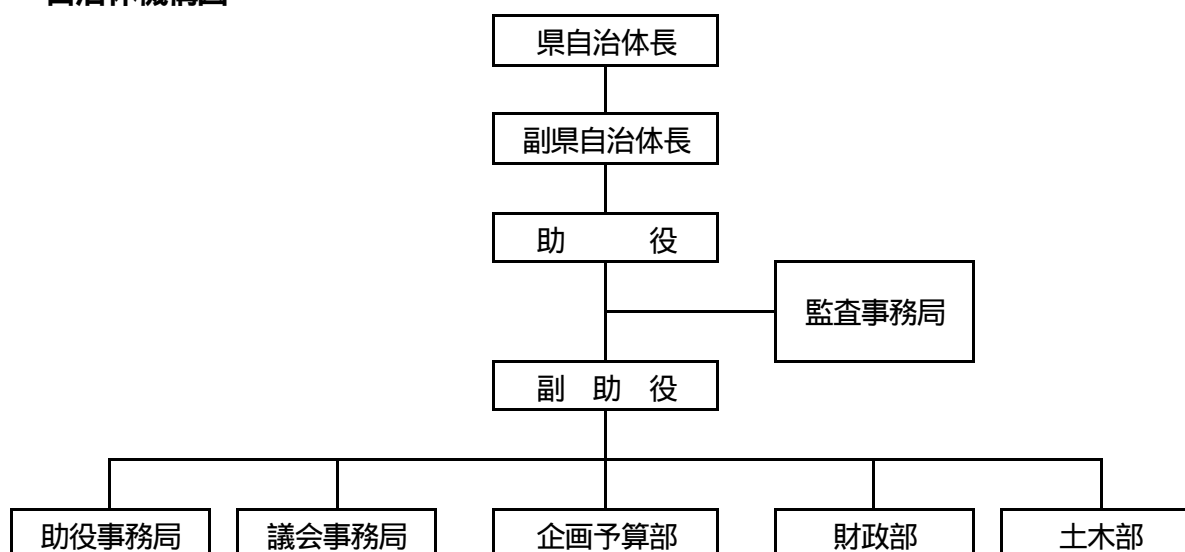
現在のところ人員や予算の不足が問題となることはなく、政府に新たな人員を要求したり、新たな税目を設けたりすることは考えていない。

基礎データ

人口	1,580,000人	主要産業	食品加工業、果樹栽培、木材加工業
面積	20,107?		
職員数	254人	その他	チェンマイ県は山林が80%を占める。
議員数	42人		

職員数は雇員（常勤職員・非常勤職員）を含む。

自治体機構図



⁴⁹ 県自治体の区分については第1章第4節1(1)「県自治体」の項(P8)を参照されたい。

自治体職員数

	公務員	雇 員		計
		常勤職員	非常勤職員	
助役事務局	31	13	4	48
議会事務局	15	1	0	16
企画予算部	16	2	0	18
財政部	56	4	0	60
土木部	53	19	35	107
監査事務局	5	0	0	5
合 計	176	39	39	254

歳入・歳出（2003年度）

（1パーツ 2.8円/2003年10月現在）

歳入項目	金額（パーツ）	割合	歳出項目	金額（パーツ）	割合
（自主徴税・科料）			政府補助金支出	7,232,374.25	4.0
たばこ販売税	34,399,081.01	9.0	給与（公務員）	13,391,824.11	7.4
ガソリン販売税	10,989,021.53	2.9	給与（常勤職員）	2,611,410.00	1.4
酒類販売税	67,150.19	0.1	給与（非常勤職員）	1,850,600.00	1.0
ホテル税	7,514,503.58	2.0	施設維持補修費	5,468,209.75	3.0
砂採取税	278,700.00	0.1	一般事務費	18,525,032.47	10.2
科料	21,800.00	0.0	資材費	3,936,580.19	2.2
違約金	149,510.10	0.0	光熱費	1,794,996.06	1.0
（資産からの収入）			他機関への補助金	50,617,156.00	28.0
預金利息	485,889.62	0.1	事務用品購入費	3,140,700.00	1.7
配当金	250.00	0.0	地域開発費用	71,876,200.00	40.0
法定報酬	400,000.00	0.1	その他	228,980.00	0.1
（その他）					
函面販売収入	1,245,000.00	0.3			
その他	30,560.00	0.0			
（競売益）					
強制収用資産競売益	4,880.00	0.0			
（政府からの交付税）					
自動車車両税	95,349,754.56	25.0			
付加価値税	120,545,451.66	31.7			
国内物品消費税	60,600,066.02	15.9			
事業税（鉦物業）	850,988.58	0.2			

歳入項目	金額(パーツ)	割合	歳出項目	金額(パーツ)	割合
(政府補助金)					
特定補助金	48,025,718.75	12.6			
合 計	380,958,325.60	100.0	合 計	180,674,062.83	100.0

歳入は2003年度見込み、歳出は2002年10月1日～2003年8月21日の実績

県自治体には特定補助金のみが支給され、一般補助金は支給されない。

2 地方分権の状況

(1) 国からの移譲状況

国からは学校給食、保育所、高齢者福祉、道路維持補修、環境保護等の業務が移譲されてきており、現在までに政府職員18名(公務員5名、常勤職員13名)を受け入れた(全員内務省の職員)。今後の人員受け入れの具体的計画は立っていない。予算も業務移譲に伴い増加している。今後も業務、人員、予算ともに増加してくると思われる。

(2) 問題点等

国から異動してきた職員の給与や福利厚生を派遣した省庁が負担している⁵⁰ため、昇任等の人事面に関してもその都度派遣元の認可をとらねばならず面倒である。政府職員がステータス等の問題から地方への異動を渋っているのも事実である。

移譲されてきた業務は、これまで自治体がやってきた業務の延長のようなものばかりで、全く新しいものはまだ政府側が手放さない状況である⁵¹。政府は「自治体の受皿能力が十分でない」との理由を述べているが、真の理由は明確でない。

政府が中央集権体制を維持したいのか、地方分権を本気で進めたいのか明確でないところがあり、自治体関係者は戸惑っている。

(3) CEO型県知事、県自治体首長公選

CEO型県知事制度導入は、長所として、県内で強いリーダーシップを発揮し、地域開発等を推し進めてくれることなどがある。逆に短所は、独裁者のようになりせつかく育ちつつある自治体の芽を摘んでしまうことである。

県自治体長は現在公選議員間の互選で決まっているが、次回2004年からは住民の直接選挙となる可能性がある⁵²。

⁵⁰ 前述のとおり、身分上は地方自治体職員となっている。

⁵¹ もっともこれは、地方分権マスタープランで2004年度までは簡易な業務を移譲対象とすることが定められていることにもよる。

⁵² 2003年10月14日付けバンコクポスト紙によると、県自治体長の直接選挙は2008年以降になる見込みである。

第2節 チェンマイ特別市 (Chiang Mai City Municipality)

1 自治体の概要

全国に1,133の市町自治体がある中で20しか存在しない特別市のひとつである⁵³。職員数(非常勤職員を含む。)が1,619人と他の自治体と比較してもかなり多い⁵⁴。

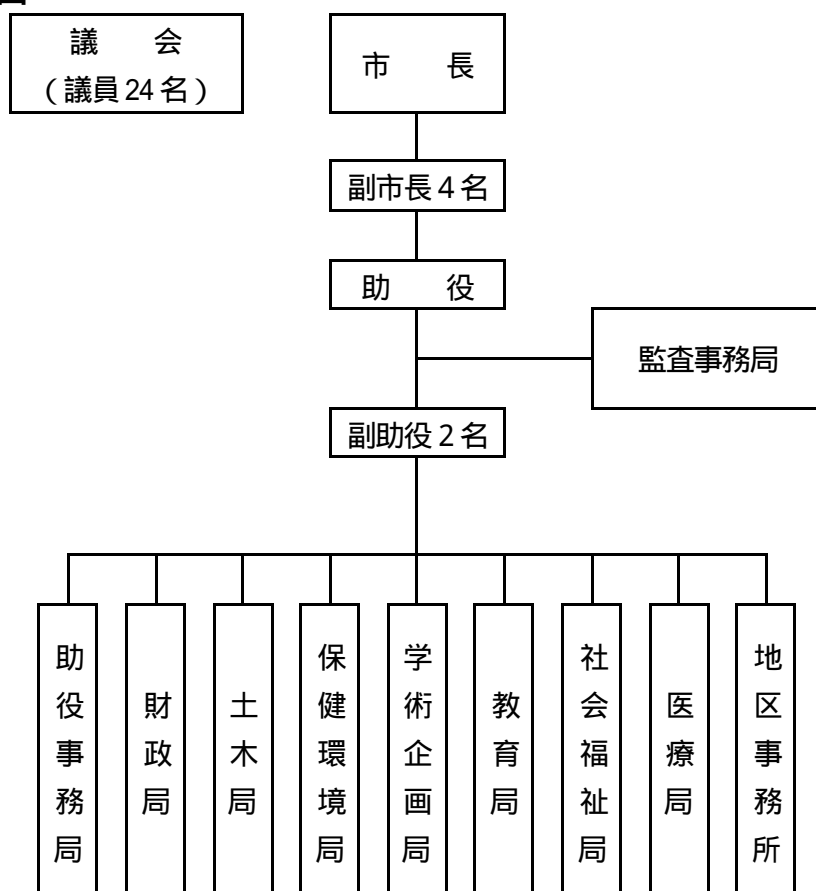
自治体の業務として道路・水道の維持管理、ごみ処理、消防、教育、職業訓練等を行っている。現在のところ人員や予算の不足が問題となることはなく、政府に新たな人員を要求したり、新たな税目を設けたりすることは考えていない。

基礎データ

人口	159,915人	主要産業	手芸、工芸、観光業
面積	40.0?		
職員数	1,619人	その他	1933年市町自治体法によりタイで最初に設置された市町自治体
議員数	24人		

職員数は雇員(常勤職員・非常勤職員)を含む。

自治体機構図



⁵³ 市町自治体の区分については第1章第4節1(2)「市町自治体」の項「図表1-4-2」(P11)を参照されたい。

⁵⁴ 特別市は予算規模、職員数等において、県自治体のそれを上回る場合が多い。

自治体職員数

部 局	公務員	雇 員		計
		常勤職員	非常勤職員	
助役事務局	84	37	155	276
財政局	52	9	96	157
土木局	97	59	239	395
保健環境局	98	29	115	242
学術企画局	24	3	9	36
教育局	35	12	70	117
社会福祉局	8	3	5	16
医療局	1	0	0	1
ナコンピン地区事務所	14	9	51	74
ガーウィラ地区事務所	13	16	64	93
シーウィチャイ地区事務所	15	13	54	82
メシライ地区事務所	13	27	87	127
監査事務局	3	0	0	3
合 計	457	217	945	1,619

歳入・歳出（2002年度）

（1パーツ 2.8円/2003年10月現在）

歳入項目	金額（パーツ）	割合	歳出項目	金額（パーツ）	割合
税収入	129,673,559.75	11.1	給与（公務員）	117,510,811.28	10.9
許可手数料	15,921,370.15	1.4	給与（常勤職員）	22,910,600.03	2.1
インフラ整備関係収入	9,144,716.64	0.8	給与（非常勤職員）	45,457,311.66	4.2
その他収入	18,284,029.52	1.6	報奨金	29,457,656.46	2.7
資産売却益	8,810,836.04	0.8	施設維持管理費	183,756,139.04	17.0
政府開発資金	364,122,056.38	31.3	資材費	93,168,154.57	8.6
一般補助金	53,520,551.02	4.6	光熱費	8,210,299.57	0.8
特定補助金	562,915,010.10	48.4	他機関への補助金支出	1,195,000.00	0.1
			政府補助金支出	54,223,968.82	5.0
			事務費	42,583,526.00	4.0
			地域開発費用	477,426,893.00	44.3
			その他	2,795,800.00	0.3
合 計	1,162,392,129.60	100.0	合 計	1,078,696,160.43	100.0

2 地方分権の状況

(1) 国からの移譲状況

国からは住民登録業務、ガソリンスタンド管理、建築許可等の業務が移譲されてきている。これらは複雑な新規事業というわけではなく、問題なくこなせている。現在までに、政府職員は9名受け入れている（公務員8名、常勤職員1名）。今後の人員受け入れは具体的には不明であるが、国からの人員異動があることは間違いない。

業務移譲に予算も付随してくるのが当然であるが、付いてこない場合もある。この場合、とりあえず自治体で立て替える措置をとっている。当初の計画からすると、予定されている時点での業務移譲がなされていないものもある。

(2) 庁内地方分権委員会

首相府から自治体内に地方分権委員会を作るように指導があった。2003年8月に草案を作成したばかりであるが、市長、副市長、助役などからなる委員会である。活動内容等については今後検討・再考していく。本格的に地方分権化が始まろうとしている。

(3) 予算、合併、CEO型県知事

予算に関しては歳入が歳出を上回り、問題はない。さらに課税台帳のデータベース化により税の徴収率をアップする予定である。近隣自治体との合併は考えていない。

CEO型県知事は自治体の独自性に影響を及ぼすのではないかと危惧する部分もある。



チェンマイ特別市で幹部職員から説明を受ける。女性の管理職が多い。

第3節 ランシット市 (Rangsit Town Municipality)

1 自治体の概要

パトゥムターニ県にある市自治体である。2003年5月1日に町自治体から市自治体に格上げされた⁵⁵。このため市長は住民から直接選挙で選ばれることになった。助役をはじめ、女性の管理職が多い。資産台帳のデータベース化等により税収システムが整っている自治体としても有名である。

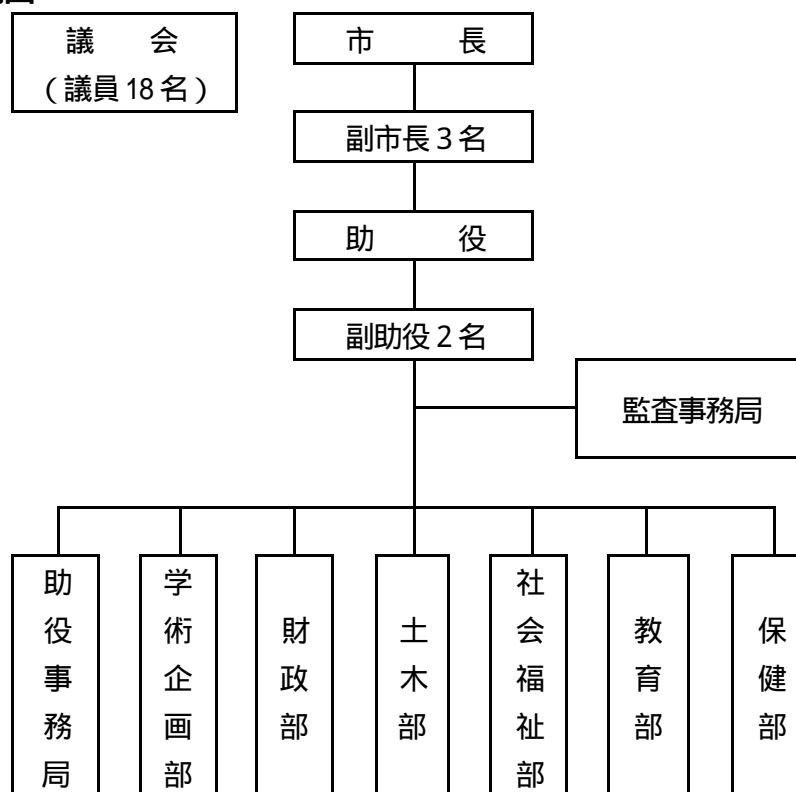
自治体の業務として、インフラ整備、都市計画、職業訓練、観光促進、教育レベルの向上、厚生事業等を行っている。住民参加型の行政にも重点を置き、地域開発計画策定に住民も参加してもらっている。自治体の20か年総合計画策定をタマサート大学に委託しているが、これにも住民を参加させている。

基礎データ

人口	63,208人	主要産業	稲作、卸売業、小売業、食品加工業、繊維、染色業
面積	20.8?		
職員数	457人	その他	税徴収が上手くいっている自治体として有名
議員数	18人		

職員数は雇員（常勤職員・非常勤職員）を含む。

自治体機構図



⁵⁵ 市町自治体の区分については第1章第4節1(2)「市町自治体」の項「図表1-4-2」(P11)を参照されたい。

自治体職員数

	公務員（階級別）						雇 員		計
	C1・2	C3・4	C5・6	C7	C8	計	常勤職員	非常勤職員	
助役事務局	3	7	3	3	1	17	17	37	71
学術企画部	0	4	1	1	0	6	2	5	13
財政部	0	7	7	0	1	15	10	9	34
土木部	0	7	7	1	1	16	2	56	74
社会福祉部	0	2	7	1	1	11	22	203	236
教育局	0	3	2	1	0	6	0	18	24
保健部	0	0	1	2	0	3	0	2	5
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	30	28	9	4	74	53	330	457

歳入・歳出（2002年度）

（1パーツ 2.8円/2003年10月現在）

歳入項目	金額（パーツ）	割合	歳出項目	金額（パーツ）	割合
税収入	61,747,435.15	28.6	規定歳出	4,647,211.46	2.2
許可手数料	8,998,541.07	4.2	立替金	3,227,849.38	1.5
資産からの収入	519,207.18	0.2	給与（公務員）	11,830,615.00	5.6
公共サービス手数料	2,890,396.65	1.3	給与（雇員）	14,987,683.83	7.1
一般補助金	19,100,672.02	8.9	資材費	49,632,473.01	23.6
特定補助金	17,532,086.74	8.1	光熱費	2,724,516.62	1.3
借入金	0.00	0.0	施設維持管理費	100,208,182.00	47.7
利息	0.00	0.0	一般補助金支出	1,178,072.00	0.6
政府からの交付税等	103,811,549.29	48.2	特定補助金支出	17,532,062.99	8.4
その他	979,386.00	0.5	積立金	4,271,810.46	2.0
合 計	215,579,274.10	100.0	合 計	210,240,476.75	100.0

2 地方分権の状況

（1）国からの移譲状況

国から高齢者福祉業務、学校給食業務等が移譲されてきた。今後移譲予定の業務もあるが、受皿能力の問題もあり具体的内容は不明である。現在までに、政府職員6名を受け入れた（全員内務省の職員）。彼らとは摩擦なく仕事ができている。業務移譲に伴い、これに関連する予算も移譲されてきている。

(2) 問題点等

ごみ収集などの環境衛生業務が増大しているため、職員数も増やさなければならないが、人件費は歳出の40%以内という内務省規定があるため、新規に公務員を雇用することは困難な状況である。このため、2003年度に5年～10年勤務した非常勤職員30名を常勤職員とした。当自治体としては国からの人員をほしいと思っているが、当自治体のポスト不足等で政府職員が来てくれないことが問題となっている。

現在国会で審議されている「不動産税」（土地建物税と土地開発税を併せたもの）が法制化されれば、これまで税徴収をしていない民家からもこれを徴収することができるようになり、歳入は増加する見込みである。

第4節 バンカディー・タムボン自治体 (Bangkadi TAO)

1 自治体の概要

パトゥムターニ県にある大規模タムボン自治体（旧1級）である⁵⁶。近隣に工業地帯があり土地建物税、土地開発税により税収入が充実しており、近日中に町自治体に格上げされる予定とのことである。自治体内には5つの村がある。

自治体の業務として、インフラ整備、失業対策、環境保護、厚生事業、飲料水の確保等を行っている。

基礎データ

人口	7,837人	主要産業	製造業（周辺に工業団地あり）
面積	8.3?		
職員数	71人	その他	近日中に町自治体へ格上げされる予定
議員数	10人		

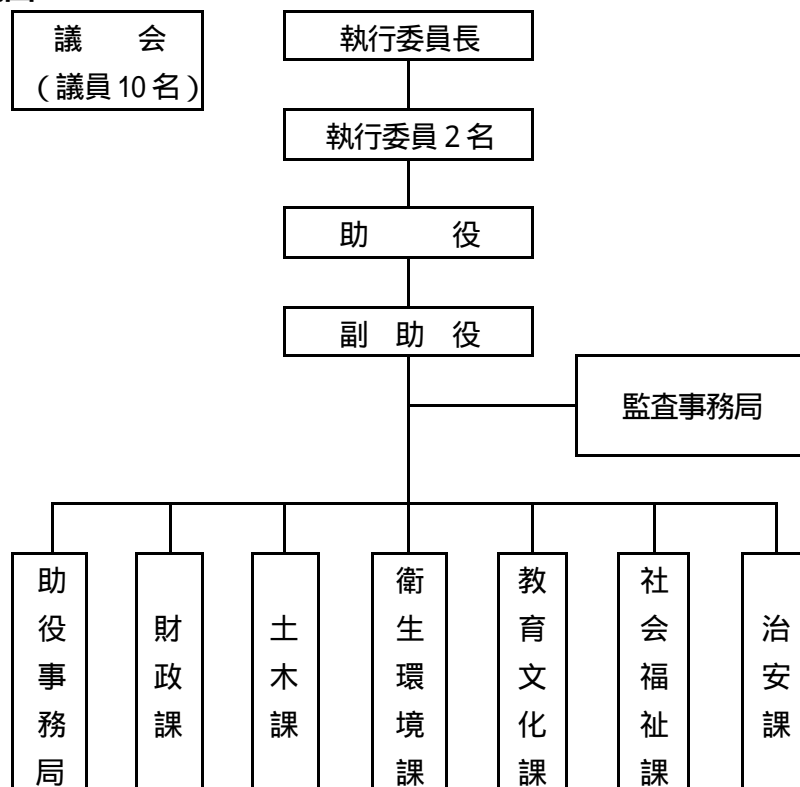
職員数は雇員（常勤職員・非常勤職員）を含む。

⁵⁶ タムボン自治体の区分については第1章第4節1(3)「タムボン自治体」の項「図表1-4-4」(P13)を参照されたい。



バンカディー・タムボン自治体の庁舎。これまでの筆者のイメージでは「タムボン自治体は人員・財政不足に悩まされている」というものであったが、かなり立派な庁舎であった。

自治体機構図



自治体職員数

公務員	雇 員		計
	常勤職員	非常勤職員	
14	14	43	71

歳入・歳出（2002年度）

（1パーツ 2.8円/2003年10月現在）

歳入項目	金額（パーツ）	割合	歳出項目	金額（パーツ）	割合
税収入	36,360,508.07	91.4	規定歳出	3,963,786.50	15.2
料料・許可手数料	1,332,770.20	3.4	給与（公務員・常勤）	2,257,144.15	8.7
資産からの収入	198,396.76	0.5	給与（非常勤）	1,445,160.50	5.6
政府補助金	1,641,471.61	4.1	借入金返済・資材費	7,596,315.27	29.2
その他	243,333.61	0.6	光熱費	487,575.34	1.9
			補助金支出等	4,262,836.20	16.4
			地域開発費用	5,490,545.00	21.1
			その他支出	494,497.35	1.9
合 計	39,776,480.25	100.0	合 計	25,997,860.31	100.0

2 地方分権の状況

（1）国からの移譲状況

国から社会福祉業務、小学校の庁舎管理、救済事業等の業務が移譲されてきた。業務に関しては県地方行政事務所や郡地方行政事務所が事前の説明会を開いてくれたこともあり、問題なくこなせている。政府職員は今のところ受け入れていない。政府補助金は以前と同じで少ないが、自分たちで何とかやっていける状況である。

これまで国の出先機関がやっていた手続業務を、当自治体で行えるようになった。これにより、住民により近い場所からの効率的サービスが可能となった。住民もそれには大変満足している。郡役所からの管理監督は以前より少なくなっている。

（2）首長の直接選挙、自治体合併

自治体のうち、特別市及び市は首長の直接選挙が認められているが、県自治体、町自治体、タムボン自治体では認められていない。しかし、やがては全自治体で首長公選になると思われる。

小さなタムボン自治体は合併して行財政能力を向上させた方がよいと考える。しかし、政府がその効果、使命、影響等を明確にし、自治体側も十分納得した上で行う必要がある。



バンカディーTAOにてタワッチャイ執行委員長（首長）等幹部職員から説明を受ける。

第5節 バンブー・タムボン自治体（Bangpood TAO）

1 自治体の概要

1996年にタムボン評議会から自治体に格上げされた。現在、地方公務員は助役（元内務省職員）、土木部長、財政部長の3人の小規模タムボン自治体（旧4級）である⁵⁷。自治体内には6つの村がある。

インフラ整備等に関して予算不足の場合は、県自治体に相談し、援助を受けている。

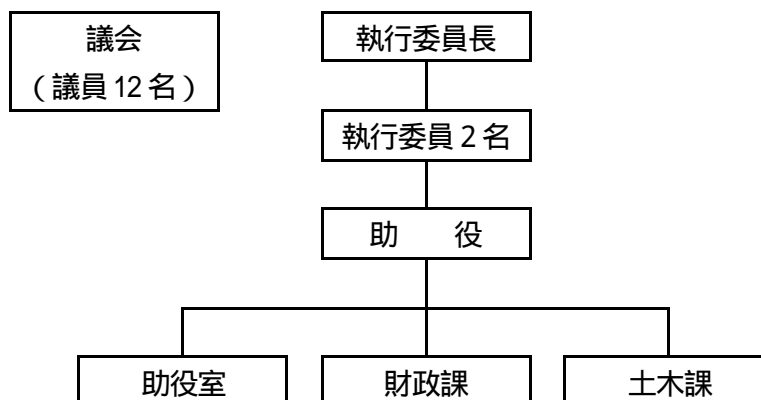
基礎データ

人口	5,768人	主要産業	農業（稲作）
面積	5.0?		
職員数	19人	その他	-
議員数	12人		

職員数は雇員（常勤職員・非常勤職員）を含む。

⁵⁷ タムボン自治体の区分については第1章第4節1（3）「タムボン自治体」の項「図表1-4-4」（P13）を参照されたい。

機構図



自治体職員数

公務員	雇 員		計
	常勤職員	非常勤職員	
3	2	14	19

歳入・歳出（歳入 2002 年度、歳出 2001 年度）（1パーツ 2.8 円 / 2003 年 10 月現在）

歳入項目	金額 (パーツ)	割合	歳出項目	金額 (パーツ)	割合
(自主徴税)			政府補助金支出・貯蓄	23,260.00	1.1
土地建物税	568,547.50	8.8	給与 (公務員)	268,560.00	12.2
広告税	596.00	0.0	給与 (雇員)	419,624.88	19.0
その他	37,838.35	0.6	報償費・資材	837,040.85	37.9
(手数料・科料)			光熱費	40,593.58	1.8
許可手数料 (飲食店)	9,780.00	0.2	他機関の補助金支出	49,000.00	2.2
許可手数料 (ごみ収集業)	192,820.00	3.0	開発費用	568,790.24	25.8
許可手数料 (建築業)	5,555.80	0.1			
その他	36,000.00	0.5			
(資産からの収入)					
預金利息	10,405.83	0.2			
(その他収入)					
図面販売収入	27,100.00	0.4			
その他	17,000.00	0.3			
(政府からの交付税)					
物品税	820,612.00	12.7			
酒税	271,228.69	4.3			
権利証発行手数料	1,109,895.00	17.3			

歳入項目	金額(パーツ)	割合	歳出項目	金額(パーツ)	割合
国内物品消費税	1,235,679.88	19.2			
賭博税	1,339.50	0.0			
事業税(県工事)	10.00	0.0			
特別事業税	52,941.00	0.8			
(競売益)					
強制収用競売益	18,436.21	0.3			
(政府補助金)					
一般補助金	1,314,197.18	20.4			
特定補助金	700,000.00	10.9			
合 計	6,429,982.94	100.0	合 計	2,206,869.55	100.0

2 地方分権の状況

(1) 国からの移譲状況

国から保育所業務の移管を受けたが、2年目から予算がつかず、結局自分たちで何とかせねばならなくなった。現在、国が道路や運河の維持管理を移譲してくようとしているが、予算を伴わないものは受け入れられないと拒否している。現在のところ政府職員は受け入れていない。政府からの予算、補助金も増えていない。

(2) 問題点等

国からの業務移譲に伴い、人員及び予算も付いてくるべきであるのにそれが履行されていない。今後も国が業務のみを移譲してくるのではないかと危惧している。当地区の郡役所(国の出先機関)は力が弱く、麻薬撲滅運動等に関して逆にタムボン自治体に寄付を求めてくる。

住民へは新たにタムボン自治体で行うようになった業務の説明会を行ったり、意見要望を聞く場として集会を設けたりしている。住民の地方分権化に対する関心には個人差がある。

(3) 自治体合併

近隣自治体との合併は考えていない。以前のタムボン評議会時代は、評議会委員長の出身地域のみが開発される等の不公正があった。現在は自治体となり、どの地域も平等に開発されている。合併し自治体規模が大きくなれば、また偏りが出る危険性がある。



バンブー・タムボン自治体事務所。日本の公民館のような雰囲気であった。

第6節 まとめ

以上、5自治体を紹介したが、ここで紹介できなかった自治体及びパトゥムターニ県庁DLA 地方行政事務所での訪問調査等も踏まえ、まとめを行いたい。

1 国からの移譲状況

(1) 業務の移譲

業務の移譲は、自治体の受皿能力が十分でなく、予定されている業務がまだ移譲されていない問題はあるものの、概ね順調にしているようである。自治体側も移譲された業務を問題なくこなせており⁵⁸、住民に近い位置からのサービス提供ができるようになったことによる住民からの評価も得ているようである。

(2) 予算の移譲

業務の移譲に伴い予算も移譲されねばならないが、予算が遅れてきたり⁵⁹、予算そのものがつかない事業もあるといった問題点もあるが、概ね順調である印象を受けた。

⁵⁸ もっとも、従来自治体が行っていた業務の延長的なものがほとんどであり、これが当然であると思われる。

⁵⁹ この場合、自治体が立替措置をとっている。

(3) 人員の移譲

同じく、業務増加に伴う中央政府からの人員異動も不可欠である。しかし、一般的に中央官僚は昇進、ステータス等の問題から自治体へ行きたくない。また、中央省庁幹部も優秀な人材を手放したくない意図があり、これに積極的ではない。現在は任意で異動対象者を募っているが、将来は強制的にやっけないとこの計画は進まないと思われる⁶⁰。

また筆者にとっては意外なことであったが、訪問した自治体のうち、政府職員の異動を熱望しているところは少なく、「異動して来るのであれば受け入れる」という程度であった。もっともこれは、業務の移譲に伴い、業務量が増大すれば状況も変化すると思われる。

2 CEO 型県知事

内務省関係者は CEO 型県知事の導入を歓迎している。従来県知事は派遣元の内務省職員には融通がきいても、他省庁職員には権力を行使できない部分があり、調整が難航している業務もあった。2003 年 10 月から CEO 型県知事制度が全国で導入されることにより、県知事が各関係省庁からの予算に対する裁量権や全派遣職員の人事権を握るため、これまで以上に業務がスムーズになると期待しているとのことであった⁶¹。

しかし、自治体関係者からは、強いリーダーシップにより県内のインフラ整備等の開発が進むメリットがある一方、中央集権体制に逆戻りし、育ちつつある地方自治体の独自性の芽を摘んでしまうデメリットもあるという声が聞かれた。

3 自治体合併

訪問した自治体からは、近隣自治体との合併を考えているという意見は全く聞かれなかった。「現在の規模が適正である」、「合併すると有力議員の出身地域ばかりが開発対象となる等のデメリットがある」というのが彼らの意見であった。

内務省は人口 2,000 人未満の自治体の合併を推進しようとしているが、既得権益を維持しようとする地方議員らの抵抗もあり、思うようには進まないのが現実である。内務省関係者からは、地域住民間では合併の議論がなされず、自治体の首長・幹部等にもビジョンがない場合が多く、今後は強制的にやっけないと進まないとする意見が聞かれた。

⁶⁰ パトゥムターニ県庁 DLA 地方行政事務所長もこのように発言していた（2003 年 8 月訪問時）。

⁶¹ 2003 年 8 月、パトゥムターニ県庁 DLA 地方行政事務所での聞き取り調査による。

図表3 - 6 - 1 「自治体別比較表」(出所:各地方自治体からの入手資料を基に筆者作成)

(1パーツ 2.8円/2003年10月現在)

	自治体名	人口	面積 (km ²)	自治体職員数		議員 定数	歳入 (パーツ)	歳出 (パーツ)
				公務員	雇員			
1	チェンマイ県 自治体	1,580,000	20,107	176	78	42	380,958,326	380,958,326
2	パトゥムター ニ県自治体	679,417	1,528	64	83	30	266,553,682	266,553,682
3	チェンマイ 特別市	159,915	40	457	1162	24	1,162,392,130	1,078,696,160
4	パトゥムター ニ県ランシッ ト市	63,208	20.8	74	383	18	215,579,274	210,240,477
5	パトゥムター ニ県パトゥム ターニ市	19,757	7.1	66	228	18	97,987,259	87,828,858
6	チェンマイ県 チャンプアッ ク町	3,813	6.1	103	99	12	37,211,742	28,455,087
7	パトゥムター ニ県バンガデ ィーTAO	7,837	8.3	14	57	10	39,776,480	25,997,860
8	パトゥムター ニ県バンブー TAO	5,768	5	3	16	12	6,429,983	2,206,870

各自治体から提供された資料であるため、人口・面積には若干の誤差がある。

歳入・歳出に関してはチェンマイ県自治体及びパトゥムターニ県自治体は2003年度(見込み)、
その他は2002年度のデータである(ただし、パトゥムターニ県バンブーTAOの歳出は2001年度)。

この他に、チェンマイ県ステーブTAO及びターサラ-TAOも訪問したが、基礎データ不備のためここでは紹介できていない。

第4章 現在の問題点及び今後の課題

最後に、タイの地方分権化における現在の問題点及び今後の課題について述べることにしたい。

第1節 地方自治体の行財政能力

これまで見てきたとおり、タイの地方自治体の行財政能力は概して低いと言わざるを得ない。財源及び人員を安定させ、国から移譲された業務をこなし、真の意味での地方自治を実現することが今後の課題である。

(1) 財政基盤の安定

地方自治体における自主徴税は基本的に 土地建物税⁶²、 土地開発税、 看板税、と殺税の4つであり⁶³、2003年度当初予算では地方自治体における歳入の約12%にすぎない。残りは政府が徴収後に地方に配分する交付税⁶⁴（約52%）と政府補助金（約36%）である（図表4-1-1参照）。

前述のとおり地方分権アクションプランでは、 特定補助金の金額を増額すること、既存の税率を引き上げること、 新しい地方税を導入することの3つの考え方が盛り込まれている。しかし、現在のところ自主徴税の税率アップや新税導入に関して確実視されているものはなく、交付税や政府補助金に頼らざるを得ない状況である。

繰り返し述べているとおり、地方分権手続法に定められている全国家歳入に対する地方歳入割合を2006年度までに最低35%とする計画も、2003年度当初予算で22.19%に留まっており、実現はかなり困難な状況である⁶⁵。しかも、バンコクポスト等の報道によると、政府側は地方への予算配分を渋っている状況であり、これが改善される見込みは現時点では立っていない。

このような状況から、地方自治体の財政基盤の安定にはかなりの時間を要すると思われる。

⁶² 土地建物税における徴税対象は商工業用に賃貸使用されている建物となっており、民家等の所有者には課税されておらず、これが税収の上がない一因と考えられる。

⁶³ 先に見たとおり、この他にも許可手数料等の独自収入もある。

⁶⁴ 交付税には 付加税と 分与税がある。 付加税は、 国税と同じく課税標準に対して地方税率を付加して課税し、 国が国税の部分と一緒に地方税の部分も徴税して地方に還付するものであり、 事業税、 付加価値税、 酒税、 物品税、 賭博税の5つがある。 分与税は、 法律的に地方税であるが政府機関が徴収するものであり、 主に自動車車両税がある。 徴収した税は県ごとに分けて内務省に振り込まれ、 自治体へ配分される。 その割合は、 県自治体1、 市町自治体2、 タムボン自治体1である。

⁶⁵ 2003年9月2日付けバンコクポスト紙によると、政府は既にこの目標値の達成は無理であることを明らかにしている。また、タクシン首相は、地方への財源移譲が国家開発プロジェクトの資金不足を招き、同プロジェクトが進まないことを憂慮しているとのことである。

図表4 - 1 - 1 「2003 年度当初予算における地方自治体別歳入内訳」（単位：百万バーツ）

（出所：永井史男著「タイの地方自治体はどのように運営されているのか カネとヒトの話」

（盤谷日本商工会議所報 2003 年 6 月号掲載レポート）P102 「表 3」を加筆修正）

（1バーツ 2.8 円 / 2003 年 10 月現在）

地方自治体	自主徴税	分与税	付加税	政府補助金	合 計
県自治体	2,439.36 14.31%	8,647.62 50.73%	3,572.89 20.96%	2,387.28 14.00%	17,047.15 100.00%
市町自治体	7,005.30 9.49%	9,441.15 12.79%	16,043.31 21.73%	41,331.18 55.99%	73,820.94 100.00%
タムボン自治体	3,560.76 7.07%	24,458.46 48.59%	8,666.90 17.22%	13,650.71 27.12%	50,336.83 100.00%
バンコク都	9,125.57 22.15%	17,481.87 42.44%	6,768.25 16.43%	7,817.20 18.98%	41,192.89 100.00%
パタヤ特別市	127.29 7.32%	188.61 10.85%	453.39 26.07%	969.74 55.76%	1,739.03 100.00%
合 計	22,258.28 12.09%	60,217.71 32.70%	35,504.74 19.28%	66,156.11 35.93%	184,136.84 100.00%

図表4 - 1 - 2 「2003 年度当初予算における地方自治体の歳入規模(政府補助金を除く)」

（出所：2003 年 8 月、内務省地方自治振興局からの入手資料を基に筆者作成）

（1バーツ 2.8 円 / 2003 年 10 月現在）

県自治体

歳入規模（バーツ）	自治体数	割合(%)
2 千万以下	8	10.7
2 千万超え 3 千万以下	13	17.3
3 千万超え 4 千万以下	11	14.7
4 千万超え 5 千万以下	11	14.7
5 千万超え 6 千万以下	7	9.3
6 千万超え 8 千万以下	9	12.0
8 千万超え 1 億以下	3	4.0
1 億超え 1.2 億以下	7	9.3
1.2 億超え 1.5 億以下	5	6.7
1.5 億超え	1	1.3
合 計	75	100.0

市町自治体

歳入規模（バーツ）	自治体数	割合(%)
2 千万未満	929	82.3
2 千万以上 4 千万未満	37	3.3
4 千万以上 6 千万未満	24	2.1
6 千万以上 8 千万未満	26	2.3
8 千万以上 1 億未満	19	1.7
1 億以上 1.5 億未満	33	2.9
1.5 億以上 2 億未満	25	2.2
2 億以上 3 億未満	18	1.6
3 億以上 4 億未満	11	0.9
4 億以上 5 億未満	3	0.3
5 億以上	4	0.4
合 計	1,129	100.0

タムボン自治体

歳入規模（パーツ）	自治体数	割合（％）
100万未満	1,089	16.2
100万以上500万未満	5,290	78.5
500万以上1千万未満	224	3.3
1千万以上1.5千万未満	69	1.0
1.5千万以上2千万未満	26	0.4
2千万以上2.5千万未満	13	0.2
2.5千万以上3千万未満	14	0.2
3千万以上3.5千万未満	6	0.1
3.5千万以上4千万未満	3	0.0
4千万以上4.5千万未満	3	0.0
4.5千万以上5千万未満	3	0.0
5千万以上	2	0.0
合計	6,742	99.9

（２）業務の拡充

中央省庁から地方自治体への業務の移譲が進行中であるが、既に移譲されている業務及び今後移譲予定の業務を見てみると、従来自治体が行ってきた業務の延長線上にあるものや道路・橋梁整備、上下水道建設等の小規模公共事業にまつわるものが多い。また、政府側も自治体の受皿能力の問題から移譲することに慎重になっている。現時点では、地方自治体への本格的な行政権限の移譲には程遠いように思われる。

（３）人員の拡充

地方自治体の行政能力を向上させるために、人員の拡充も必要不可欠である。

現在、中央官僚が約100万人（地方への出向者を含む。）であるのに対し、地方自治体公務員及び雇員（常勤職員、非常勤職員）は全国で約206,000人と少ない（図表4-1-2参照）。バンコク都が突出しているのみであり、職員数の面からもタイの地方自治体がきめ細かい住民サービスを行うことは困難な状況である⁶⁶。

前述のとおり、「1999年地方自治体人事行政法」により県レベルでの地方公務員の新規採用が可能となったが、地方自治体における人件費は歳出の40%以内という法律があり、自治体独自の職員を増やすことには限界がある。

このため、地方分権委員会は行政経験のある中央政府職員の地方自治体へ大量異動を計画しているが、実際には現在まで4,000人程度しか異動していない。政府職員は待遇やステータスの面から地方への異動に否定的であり、具体的な配置計画等も決まっていない。

⁶⁶ ちなみに、議員数は140,797人である（2003年2月、内務省地方自治振興局からの入手資料による。時点は不明）。

しかも、自治体側が政府職員を「よそ者」と見る傾向があり、受け入れに否定的であるという⁶⁷。

図表 4 - 1 - 3 「地方自治体職員数」(2002年11月末現在)

(出所：2003年8月、内務省地方自治振興局からの入手資料及びバンコク都Web Siteを基に筆者作成)

職 種	県自治体	市町自治体	タムボン自治体	バンコク都	パタヤ特別市	計
公務員	4,770	19,313	21,119	17,263	187	62,652
常勤職員	2,422	15,512	4,396	27,732	223	50,285
非常勤職員	487	48,733	18,518	25,056	429	93,223
計	7,679	83,558	44,033	70,051	839	206,160

バンコク都の公務員数は2000年10月末現在、常勤及び非常勤職員は2001年1月1日現在

第2節 タクシン首相・政府の方針

地方分権化の積極的推進は前民主党政権時代(1997年12月～2001年1月)の産物であり、現タクシン首相は、行政サービスの効率化のために地方分権化は必要としながらも、地方分権化及び地方自治の確立には、あまり積極的ではないと言える。

筆者には、現在タイの地方分権化が曲がり角に来ている最大の理由がこれであると思われる。

(1) 予算配分の見直し

タクシン首相は、地方分権手続法の「全国家歳入に対する地方歳入の割合を2006年度までに最低35%とする」ことに関して、目標数値の下方修正をすべきと考えており、地方自治体の歳入増加は、政府補助金等に頼るのではなく、自治体自らが歳入を増やす努力をすべきであると発言をしている⁶⁸。また、規模が小さく、行政能力が備わっていない自治体に、一定額の補助金を出すことに否定的な内務省幹部職員がいることも事実である。

このように、地方への財源移譲には容易ではない課題が含まれており、今後の先行きも不透明であると言える。

(2) 中央集権体制の維持

これまで述べてきたとおり、タクシン首相は内務省から派遣されている県知事に予算面及び人事面などの広範な権限を与えるCEO型県知事制度を導入する⁶⁹など、中央政府による地方管理を一層強化すると思われる方針をとっている。

⁶⁷ 2003年8月、パトゥムターニ県庁DLA地方行政事務所での聞き取り調査による。

⁶⁸ 2003年9月2日付けバンコクポスト紙による。

⁶⁹ 同制度に関しては、2003年10月1日の全国導入を前に全国の県知事を集め、本格的な研修を行うなどタクシン首相自身がかなり期待している(バンコクポスト等新聞報道による。)。

過去からの経緯もあり、中央政府が行う「地方行政」の役割は依然として大きい。業務や財源が地方へ移譲されたとしても、自治体の行政能力向上が達成されなければ、地方分権ではなく「地方分散」となり、自治体の果たす役割が従前とあまり変わらないことになりかねない。

政府が真に地方自治体の行財政能力向上の方針を打ち出しているのか、あるいは中央集権体制の維持に固執しているのか不透明な部分が残る。

(3) 自治体合併

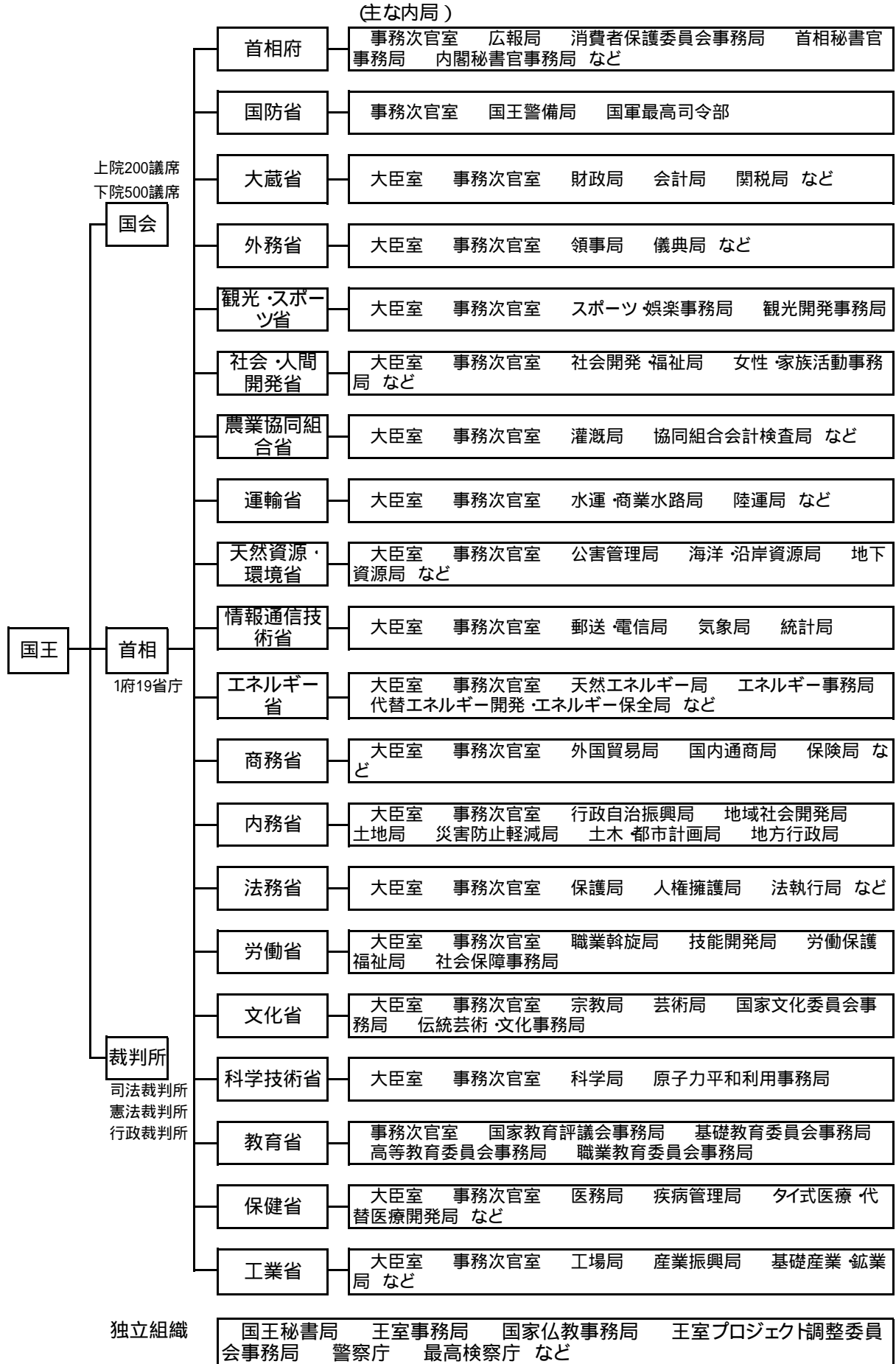
わが国と比較した場合、人口が約半数のタイに約 8,000 の自治体が存在しており（日本は約 3,300）、タイの自治体数は極めて多いと言える。実際、管轄地区面積が極小な自治体が多く、行財政能力が限定された小規模自治体も多い。

このため、内務省としては人口 2,000 人未満のタムボン自治体同士の合併（又は近隣市町自治体との合併）を推進しようとしているが、議員数縮小の煽りを受ける自治体議員らの反対により、その方向性は未確定である。

このような状況から、タイの地方分権化はまさに過渡期に来ていると言え、今後の動向は注目に値する。

参考資料1 「タイ国家機構図」(2003年4月現在)

(出所: 在日本大使館Web Site 「タイ王国案内」を参考に筆者作成)



参考資料2 県別行政単位設置数等一覧表」(出所:Thai Government and Public Administration 2001 P47～51を参考に筆者作成)

	県名	面積(Km2)	人口	地方行政			地方自治			備考
				郡(支郡)	行政区	村	県自治体	市町自治体	タムボン自治体	
	(北タイ上部)									
1	チェンマイ	20,107.0	1,595,855	22 (2)	204	1,942	1	29	184	チェンマイ市は富山県魚津市と姉妹提携
2	チェンラーイ	11,678.4	1,274,214	16 (2)	124	1,543	1	25	120	13世紀隆盛したランナータイ王国の首都
3	ナーン	11,472.1	487,742	14 (1)	99	853	1	8	92	
4	プレー	6,538.6	485,121	8 (0)	78	662	1	13	73	
5	メーホーンソーン	12,681.2	240,014	7 (0)	45	403	1	5	42	ビルマ文化の漂う国境の県
6	ランパーン	12,534.0	800,775	13 (0)	100	860	1	16	89	タイ・ビルマの両文化の痕跡が残る。
7	ランブーン	4,505.9	407,202	7 (1)	51	534	1	13	45	メター郡タカ村は岐阜県藤橋村と姉妹提携
8	パヤオ	6,335.1	508,554	7 (2)	68	763	1	12	59	
	(北タイ下部)									
9	ターク	16,406.6	507,371	8 (1)	63	502	1	13	57	
10	スコータイ	6,596.1	625,099	9 (0)	86	787	1	13	77	スコータイ朝時代の文化遺産が多い。
11	ウッタラディット	7,838.6	484,984	9 (0)	67	570	1	16	64	
12	ピサヌローク	10,815.8	867,685	9 (0)	93	962	1	13	90	スコータイへの玄関口
13	カンベンベット	8,607.5	769,130	9 (2)	78	872	1	12	77	
14	ピチット	4,531.0	591,953	9 (3)	89	852	1	18	86	
15	ペチャブーン	12,668.4	1,040,786	11 (0)	117	1,285	1	16	111	
16	ナコンサワン	9,597.7	1,130,841	13 (2)	130	1,349	1	18	126	
17	ウタイターニー	6,730.2	336,176	8 (0)	70	597	1	10	50	
	(北東タイ)									
18	ノンカーイ	7,332.3	909,543	13 (4)	115	1,237	1	17	112	ラオスと橋で結ばれた交易の県
19	ルーイ	11,424.6	635,587	12 (2)	90	842	1	14	84	
20	ウドンターニー	11,730.3	1,535,471	18 (2)	156	1,712	1	30	151	ユネスコ世界遺産バーンチアン遺跡で有名
21	ノンブアランプー	3,859.1	498,513	6 (0)	59	640	1	13	56	
22	サコンナコン	9,605.8	1,107,752	18 (0)	125	1,364	1	16	123	
23	ナコンパノム	5,512.7	721,540	11 (1)	99	1,058	1	10	95	
24	ムクダーハーン	4,339.8	338,276	7 (0)	53	496	1	4	50	ラオスとの交易が盛んな新商業都市
25	コーンケー	10,886.0	1,767,643	20 (5)	199	2,155	1	31	194	政府主導の都市計画で有名
26	カーラシン	6,946.7	990,212	14 (4)	135	1,516	1	24	129	
27	マハーサーラカム	5,291.7	942,909	11 (2)	133	1,889	1	11	131	
28	チャイヤブーム	12,778.3	1,136,508	15 (1)	124	1,441	1	20	122	
29	ナコンラーチャシーマー	20,494.0	2,581,244	26 (6)	289	3,478	1	46	287	通称「コラート(高原の意味)」
30	プリラム	10,321.9	1,545,779	21 (2)	189	2,458	1	24	184	パノム・ルン遺跡で有名

	県名	面積(Km2)	人口	地方行政			地方自治			備考
				郡(支郡)	行政区	村	県自治体	市町自治体	タムボン自治体	
31	スリン	8,124.0	1,399,377	13 (4)	159	2,030	1	14	158	象祭りで有名
32	シーサケート	8,840.0	1,458,969	20 (2)	206	2,482	1	14	203	クメール遺跡が多い。
33	ローイエット	8,299.4	1,322,864	17 (3)	193	2,349	1	17	186	
34	ヤソートン	4,161.6	553,864	9 (0)	79	841	1	9	78	埼玉県吉田町と姉妹提携
35	ウボンラーチャターニー	15,744.8	1,792,774	20 (5)	219	2,502	1	23	216	ラオスとカンボディアに接する国境の県
36	アムナートチャレーン (中部タイ)	3,161.3	370,360	7 (0)	56	590	1	8	55	
37	チャイナート	2,469.7	350,547	6 (2)	53	484	1	9	51	
38	シンブリー	822.5	223,352	6 (0)	43	363	1	7	38	
39	ロップブリー	6,199.7	767,985	11 (0)	124	1,110	1	12	114	アユタヤ朝時代の城塞都市
40	サラブリー	3,576.5	621,994	13 (0)	111	959	1	21	103	
41	アーントーン	968.4	290,423	7 (0)	73	513	1	10	55	
42	スパンブリー	5,358.0	863,304	10 (0)	110	986	1	21	106	
43	プラナコンシーアユタヤ	2,556.6	748,243	16 (0)	209	1,449	1	27	133	
44	カンチャナブリー	19,483.2	801,836	13 (0)	98	898	1	27	95	映画「戦場にかける橋」の撮影地として有名
45	ナコンパトム	2,168.3	801,956	7 (0)	106	924	1	15	102	仏教伝来の聖地
46	ノンタブリー	622.3	905,197	6 (0)	52	310	1	9	37	
47	パトゥムターニー	1,525.9	708,909	7 (0)	60	494	1	13	52	
48	ナコンナーヨック	2,122.0	251,064	4 (0)	41	404	1	5	40	
49	プレーチーンブリー	4,762.4	452,822	7 (0)	65	677	1	12	61	
50	サゲーウ	7,195.1	539,107	7 (2)	59	650	1	8	58	
51	チャチュンサオ	5,351.0	649,758	10 (1)	93	863	1	22	91	
52	バンコク都	1,565.2	5,782,159	-	-	-	1	-	-	タイの首都
53	サムットサーコン	872.4	442,914	3 (0)	40	288	1	7	31	
54	サムットプラカーン	1,004.1	1,027,719	5 (1)	50	397	1	16	32	
55	チョンブリー	4,363.0	1,129,886	10 (1)	92	677	1	26	75	ビーチリゾートとしても有名なパタヤ特別市
56	ラヨン	3,552.0	546,570	6 (2)	58	422	1	16	54	東海岸のビーチリゾート地
57	チャンタブリー	6,338.0	506,011	9 (1)	76	695	1	16	68	宝石取引で有名
58	トラート	2,819.0	225,295	5 (2)	38	255	1	9	34	
59	サムットソクラーム	416.7	205,135	3 (0)	36	284	1	5	33	
60	ラーチャブリー	5,196.5	830,275	9 (1)	104	946	1	23	93	
61	ペッチャブリー	6,225.1	461,339	8 (0)	93	684	1	11	69	古くからの交通の要衝
62	プラチュワブキーリーカン	6,367.6	488,477	7 (1)	48	419	1	15	45	

	県名	面積(Km2)	人口	地方行政			地方自治			備考
				郡(支郡)	行政区	村	県自治体	市町自治体	タムボン自治体	
	(南タイ)									
63	チュムポーン	6,009.0	473,818	8 (0)	70	710	1	14	66	タイ南部の玄関口
64	ラノー	3,298.0	163,160	4 (1)	30	171	1	6	26	温泉のあるミャンマー国境の県
65	スラーターニー	12,891.5	920,283	18 (1)	131	1,036	1	21	119	ビーチリゾート・サムイ島
66	パンガー	4,170.9	239,401	8 (0)	48	315	1	9	46	
67	クラビー	4,708.5	377,954	8 (0)	53	378	1	10	51	ビーチリゾートとして有名
68	プーケット	543.0	270,438	3 (0)	17	103	1	6	13	タイ最大のビーチリゾート
69	ナコンシータマラート	9,942.5	1,533,894	21 (2)	169	1,451	1	24	165	山田長政が最期を遂げた地
70	パッタレン	3,424.5	504,454	10 (1)	65	635	1	9	64	
71	トラン	4,917.5	603,072	9 (1)	87	705	1	14	85	古くからのマラッカ海峡の中継地
72	パッターニ	1,940.4	627,955	12 (0)	115	629	1	12	99	タイ人イスラム教徒の中心地
73	ソンクラ	7,393.9	1,271,067	16 (0)	127	994	1	19	121	商業都市ハートヤイ
74	サトゥーン	2,479.0	270,802	6 (1)	36	262	1	6	34	
75	ヤラー	4,521.1	459,659	7 (1)	58	351	1	8	55	ゴム栽培が盛ん
76	ナラティワート	4,475.4	699,951	13 (0)	77	558	1	14	75	マレーシアとの国境の県
	合計	513,114.9	62,800,872	795(81)	7,255	70,865	76	1,129	6,745	

面積・人口は2002年末現在 (数字は「Thailand in Figures 2002-2003」(Alpha Research Co., Ltd.)から抜粋した。)
 行政単位(郡等)の設置数は2001年2月末現在

参考資料3「1997年憲法第9章地方行政に関わる条文」

(出所：地方行政と地方分権研究会報告書 国際協力事業団 国際協力総合研究所 P106 107 及び
仏暦 2540 年 (西暦 1997 年)タイ王国憲法 (タイ経済パブリッシング (株)))

282条 第1条の規定の下で国は地方住民の意志に基づく自治原則に伴い、地方に対して自立性を付与しなければならない。

第1条

タイ国は一体、不可分の王国である。

283条 自治可能な地方は、法律の規定に基づき、地方自治体を設置する権利を有する。
地方自治体の管理監督は、法律の規定に基づき、地方住民の利益又は国全体の利益を保護するために、必要な限りにおいて行わなければならない。その場合、法律が規定する場合を除き、地方住民の意志に基づく自治原則の実質を損なってはならない。

284条 すべての地方自治体は統治、行政、人事行政、会計及び財務政策の決定において自由を有し、特定の権限義務を有する。

国と地方公共団体の間及び地方公共団体間の権限義務関係は、地方分権の促進に特に留意しつつ、法律の規定に従って決定する。

地方分権を継続的に発展させるため、少なくとも以下のような重要事項を含む、地方分権計画及び手順を規定した法律を制定する。

- (1) 国と地方公共団体の間及び地方公共団体間で公共サービス運営における権限義務関係を規定すること。
- (2) 国と地方公共団体の間及び地方公共団体間の義務負担に特に留意しながら、国と地方自治体の間で税を配分すること。
- (3) (1)と(2)に基づく義務を行う、関係政府機関の代表、地方自治体の代表及び法律の規定に基づく資格を持った有識者の各々同数からなる委員会を設置する。

いかなる地方自治体に対してであれ、(1)及び(2)に基づく権限義務と税配分の規定がある場合は、(3)に基づく委員会は地方自治体の権限義務並びに税配分の適切性を検討するため、権限義務を規定した日あるいは税配分を規定した日から数えて5年を超えない期間ごとに、上記の事由を再検討しなければならない。その場合、地方分権に特に留意しなければならない。

285条 地方自治体は地方議会及び地方自治体執行部もしくは地方首長を持たなければならない。

地方議会議員は選挙により、選出されなければならない。

地方自治体執行部あるいは地方首長は、住民の直接選挙あるいは地方議会の同意によって選出されるものとする。

地方議会議員の選挙及び住民の直接選挙によって選出される地方自治体執行部又は地方首長の選挙は、直接秘密投票による。

地方議会議員及び地方自治体執行部又は地方首長の任期は1期4年とする。

地方自治体執行部又は地方首長は、常勤あるいは月給のある官吏、政府機関、国営企業又は地方自治体の職員、あるいは雇員であってはならない。

選挙権者と被選挙権者の資格については、地方自治体議会議員、地方自治体機関部及び地方首長を選出する原則及び方法は、法律の規定に基づくものとする。

地方議会を解散する場合、あるいは第286条に基づき地方議会議員が全員辞職し、暫定的に地方自治体執行部又は地方首長を任命しなければなれない場合、法律の規定に基づき第2段落、第3段落、第6段落の規定を適用しない。

286条 　いかなる地方自治体の有権者であれ、投票した有権者の4分の3を下回らない数の有権者が、当該自治体の地方議会議員又は地方首長がその地位にとどまるのは適切でないと判断した場合、その地方議会議員あるいは地方首長は法律の規定に従い免職するものとする。

第1段落に基づく投票は、全選挙権者の半数を下回らない投票が必要である。

287条 　いかなる地方公共団体の有権者であれ、当該自治体有権者の半数以上の連署により、地方議会議員に対し地方議会が条例制定について審議することを請求することができる。

第1段落に基づく投票では、条例案を作成し提出しなければならない。

連署の原則及び方法並びにその審査は、法律の規定に従う。

288条 　地方自治体の職員及び雇員の任免は、当該自治体の必要性と適正に応じて行い、地方自治体職員委員会の同意を得た上で、法律の規定に従って行わなければならない。

第1段落に基づく地方自治体職員委員会は、関係政府機関代表、地方自治体代表及び法律の規定に基づき、資格を有する有識者によってそれぞれ同数で構成されなければならない。

地方自治体職員及び雇員の異動、昇進、昇級及び処罰は法律の規定に従うものとする。

289条 　地方自治体は地方の芸術、風俗慣習、知恵及び善良な文化を保全する義務を有する。地方自治体は法律の規定に基づき、当該地域の適正及び必要性に応じて教育及び職業訓練を施す権利を有し、国による教育訓練の付与に参加する権利を有する。ただし、法律の規定に基づき、第43条及び第81条に抵触してはならない。

第2段落に基づく教育訓練の付与において、地方自治体は地方の芸術、風俗慣習、知恵及び善良な文化の保全に留意しなければならない。

第43条

人は国が無料で遍くかつ良質に整備する12年以上の基礎教育を受ける権利を有する。国の教育運営では、法律の規定に基づき、地域の行政機関及び民間の参加に留意しなければならない。

国の監督下における専門機関及び民間の教育運営は、法律の規定に基づき保護される。

第81条

国は道徳を伴う知識促進のための教育運営及び民間教育の支援、国家教育に関する法律整備、経済及び社会の変化の則した教育改善、国王を元首とする民主主義制度の政治行政に関する知識及び意識の確立、様々な分野における研究調査の支援、国家開発のための科学技術促進、教職者の振興並びに伝統技能、国の芸術及び文化の振興を図らなければならない。

- 290条** 環境の質を高め維持するために、地方自治体は法律の規定に基づく権限義務を有する。第1段落に基づく法律は、少なくとも以下のような重要事項を含まなければならない。
- (1) 地域内の天然資源並びに環境から得られる利益の管理、維持及び利用
 - (2) 地域内住民の生業に影響を及ぼす可能性がある場合に限り、地域外の天然資源及び環境保全に参加
 - (3) 地域内の環境の質又は住民の保健衛生に影響を及ぼしかねない地域外の事業計画あるいは活動の事前審議に参加

参考文献

- 「地方行政と地方分権」研究会報告書 国際協力事業団・国際協力総合研究所（2001年）
永井史男著「曲がり角にきたタイの地方分権化」
アジ研ワールド・トレンド 2002年10月号掲載レポート
永井史男著「タイの地方自治体は何をしているのか」
盤谷日本商工会議所報 2003年5月号掲載レポート
永井史男著「タイの地方自治体はどのように運営されているのか カネとヒトの話」
盤谷日本商工会議所報 2003年6月号掲載レポート
「アジア諸国の地方制度」 財団法人地方自治協会（1993年）
「地球の歩き方 ・やすらかな国タイ 2002～2003版」 ダイヤモンド社（2002年）
「仏暦2540年（西暦1997年）タイ王国憲法」（タイ経済パブリッシング（株））
在タイ日本大使館 Web Site 「タイ王国案内」
「Thai Government and Public Administration」 「Facts About DOLA」
タイ内務省地方行政局作成冊子（2001年）
「THAI LOCAL GOVERNMENT」 タイ内務省地方自治振興局作成資料（2002年）
Emiel A. Wegelin 「Thailand: Decentralization Capacity Assessment
Finding And Recommendation」 The World Bank（2002年）
「Thailand in Figures 2002 - 2003」 Alpha Research Co.,Ltd.（2003年）
クレアレポート「タイの行政制度 - 地方の行政を中心に - 」
財団法人自治体国際化協会（1998年）
クレアレポート「タイの地方分権の動きと人材育成」 財団法人自治体国際化協会（2000年）
「タイの地方分権事情」
財団法人自治体国際化協会発行「自治体国際化フォーラム」2001年6月号掲載レポート
「タイの概要」 財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所作成資料（2002年）

（調査・執筆） シンガポール事務所 所長補佐 伊瀬知 強